

# 和光市の現況



## 目次

1. 和光市の概況.....	2
2. 上位関連計画等 .....	3
3. 和光市の現況.....	11
4. 和光市の市街地整備の現況.....	29
5. 都市計画を取り巻く社会経済の潮流の把握・分析 .....	34

# 1. 和光市の概況

## 1-1. 和光市の位置

本市は埼玉県の最南端東部に位置し、東京都心から北西に約19kmの場所に位置しています。

東西約2.5km、南北約4.9kmで、面積は11.04km<sup>2</sup>となっており、東は東京都板橋区、南は東京都練馬区、西は朝霞市、北は戸田市に隣接しています。



図. 和光市の位置

## 1-2. 和光市の沿革

昭和9(1934)年に東武東上線新倉駅(現和光市駅)が開設され、軍需会社の進出により小軍都としての性格が加わり、戦後には、米軍のキャンプ朝霞が置かれ、基地のまちとして発展してきました。

昭和28(1953)年の本田技研工場の進出を機に、工場誘致や市街化が進み、東京オリンピック開催にともなう周辺道路の整備や西大和団地の完成によって、都市化が一挙に進展し、今日の市の姿が形づくられました。現在では、米軍基地も返還され、跡地には国の機関などの立地が進みました。

東京メトロ副都心線の開通により、本市の交通の利便性は急速に向上し、従来からある東京外かく環状道路と併せ、首都圏有数の交通の要衝となりました。

また、和光市駅南口周辺の土地区画整理の進展により、本市から都内へ通勤・通学する市民が増加し、都市近郊の住宅都市として順調に発展してきました。

年間平均気温は16℃前後、年間降水量は約1,200ミリメートルです。

## 1-3. 和光市の地勢

本市は低地と台地に大きく区分され、市の北側には、市域の3分の1を占める低地が広がっている。台地部は、市の南側に広がり、県土の西側から東南方向に広がる武蔵野台地の東端に位置し、標高が20~40mの入り組んだ地形を形成しています。



## 2. 上位関連計画等

### 2-1. 上位計画

#### (1) 首都圏広域地方計画（平成21年8月／国土交通省関東地方整備局）

国土計画法に基づく広域地方計画として、国土総合開発法のもと5次にわたって策定された「全国総合開発計画」に代わって策定されたもの。従来の「開発基調」から人口減少下の成熟社会にふさわしい「質的向上」への転換が示されたことを踏まえ、長期的かつ総合的な観点から首都圏の今後の発展の基本方向を展望し、今後概ね10ヶ年間に首都圏における国土の形成に関して重点的に取り組むべき基本的な対応方針等を明らかにしている。

以下に計画の基本的な方向性と本市及び埼玉県に関連する具体的な内容を抜粋して示す。

#### ＜新たな首都圏の目指すべき方向＞

1. 東アジア・世界のリーディング圏域としての役割
2. 日本の首都圏中枢機能を有する圏域としての役割
3. 約4,200万人の多様な人々が暮らし、働く場としての役割

#### ＜新たな首都圏の実現に向けた戦略目標 と 戦略目標に沿った広域連携プロジェクト＞

##### —1. 日本全体を牽引する首都圏の国際競争力の強化

国際ビジネス拠点の強化、産業イノベーションの創出、太平洋・日本海ゲートウェイ機能の強化、など

##### —2. 人口約4,200万人が暮らしやすく、美しい地域の実現

新たな圏域構造の構築、活力あふれる都市圏及び地域の形成、生活の質の向上と良好な居住環境の形成、水資源の安定的確保、歴史、文化、地域資源を活用したまちづくり、農林水産業の強化と農山漁村の活性化 など

##### —3. 安全で安心な生活が保障される災害に強い圏域の実現

地震・津波対策の推進、風水害・高潮・土砂災害・豪雪対策等の推進と地球温暖化にともなう影響への対応、火山噴火対策の推進、危機管理体制の充実 など

##### —4. 良好な環境の保全・創出

先導的な地球温暖化対策の推進、森林・農地の整備・保全、水と緑の保全と活用、循環型社会の形成、大気・土壌汚染対策の推進 など

##### —5. 多様な主体の交流・連携がより活発な圏域の実現

観光交流の強化、都市・農山漁村の交流・連携、多文化共生社会の実現、「新たな公」による地域づくり など

## (2) 埼玉県5カ年計画（平成24年6月策定／埼玉県）

「埼玉県5カ年計画」は、埼玉県が概ね10年後の目指すべき姿と県政の基本的な方向性を示すべく平成24年6月に策定したものです。

ここでは、埼玉県の行政施策の基本的な方向性について内容を抜粋して示します。

### 【埼玉県5カ年計画】

#### <埼玉県が目指す将来の姿>

「安心・成長・自立自尊の埼玉へ」の実現に向けた3つの視点

##### 【安心を実感する埼玉】

安心して子どもを産み育てられ、また、高齢者が地域で見守られながら安心して暮らせる社会

##### 【チャンスあふれる埼玉】

未来を見据え活力ある社会、地域社会が活性化し、夢を実現する機会にあふれた社会

##### 【生活を楽しむ埼玉】

みどりの空間が広がり、豊かな自然環境が保たれる社会、地域の歴史や景観の力をより高め、広く親しまれていく社会



#### <挑戦すべき課題と戦略>

##### —戦略1 大規模災害への備え

地域防災計画（震災対策）、公共施設の耐震化、緊急輸送道路に架かる橋りょうの耐震補強、流域下水道施設の耐震化 など

##### —戦略2 世界水準の中小企業育成

新たな市場開拓、水ビジネス参入の流れ、食品産業、自動車関連産業、流通加工業など埼玉の特性を生かした産業の誘致、豊かな田園環境と調和した産業基盤の整備 など

##### —戦略3 埼玉農業の競争力強化

埼玉農産物の海外展開への取組、埼玉農産物のブランド化への取組 など

##### —戦略4 新エネルギー埼玉モデルの構築

##### —戦略5 みどりと川の再生

みどりの再生（身近な緑の保全・創出・活用、多様で健全な森林の整備・保全）、川の再生、生物多様性保全の推進 など

### (3) 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（平成 21 年 11 月策定／埼玉県）

埼玉県が和光都市計画区域の土地利用の仕方、公共設備の整備などについて、将来の見通しや目標を明らかにして都市計画の方針を示したものです。

#### 将来都市像【心とみ、光輝くまち ホームタウン 和光】

##### <土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針>

**商業業務地** 駅北側の市街地整備(和光市駅周辺地区)、歴史的背景を活かし 生活の拠点形成(白子二丁目地区)。

**工業地** 周辺環境に配慮した生産拠点(松ノ木島周辺地区)、新産業や物流機能等の集積地(和光北インター周辺地区)、景観に配慮した工業地(本町周辺地区)、街道沿線の業務地形成(中央一丁目・二丁目周辺地区)

**住宅地** 生活環境の整備推進を図り自然と調和した住宅地の形成(新倉、下新倉周辺地区)、地区の特性に配慮した良好な住宅地の形成(中央土地区画整理事業施行地区)など

##### <主要な施設の整備の方針>

道路 都市間を結ぶ路線の整備

都市計画道路 3・2・13号志木和光線

地区内を結ぶ路線の整備

都市計画道路 3・4・2号宮本清水線

都市計画道路 3・4・4号諏訪越四ツ木線

都市計画道路 3・4・6号北口駅前線

##### <主要な市街地開発事業の決定の方針>

中央第二谷中土地区画整理事業地区

和光市駅北口土地区画整理事業地区

和光北インター地区土地区画整理事業地区



#### (4) 和光市第四次総合振興計画（平成23年3月）

市民との協働によるまちづくりを進めていくこと、自然環境と都市機能との調和がとれた住環境を形成しているという魅力を受け継ぎ、誰もが安心して住み続けられることができるようなまち、「快適環境都市」を目指すこととしています。

#### 将来都市像 【みんなでつくる 快適環境都市 わこう】

##### 4つの基本目標

- |            |                                    |
|------------|------------------------------------|
| <b>I</b>   | <b>快適で暮らしやすいまち（都市基盤）</b>           |
| <b>II</b>  | <b>自ら学び心豊かに創造性を育むまち（教育・文化・交流）</b>  |
| <b>III</b> | <b>健やかに暮らしみんなで支え合うまち（保健・福祉・医療）</b> |
| <b>IV</b>  | <b>安らぎと賑わいある美しいまち（生活・環境・産業）</b>    |

#### 実現に向けた方針（都市計画マスタープランとの関連箇所）

駅北口、中央第二谷中、越後山、和光北インター地区及び白子三丁目中央地区での土地区画整理事業を進め、地域の特色を生かした安全・安心で快適なまちの整備を推進すること、景観については、まちの特色や地域の個性を生かした良好な景観を形成すること、道路・公園・上下水道については、計画的に整備を推進する、などの方針を掲げています。

#### I 快適で暮らしやすいまち（都市基盤）の基本施策

##### 基本施策 i 良好な市街地の整備

- 施策1 中心市街地にふさわしい駅北口周辺の準備（和光市駅北口地区周辺の計画的な市街地形成の推進）
- 施策2 交通の利便性を生かした産業拠点の整備（和光北インター地域に新たな産業拠点の整備）
- 施策3 良好な景観形成の推進（まちの特色や地域の個性を生かした良好な景観形成の推進）

##### 基本施策 ii 快適な住宅地の整備

- 施策4 良好な居住環境の形成（中央第二谷中、越後山及び白子三丁目中央地区の計画的な土地整備の推進）
- 施策5 安心して暮らせるまちづくりの推進（協働による安全・安心して暮らせるまちづくりの推進）

##### 基本施策 iii 安全で快適な道路環境の整備

- 施策6 安全で快適な道路の整備（市民の目線に合わせた道路の整備と歩道の段差解消）
- 施策7 交通安全対策の推進（交通安全に対する意識を高め、安全に通行できる道路環境の整備）
- 施策8 都市計画道路の整備（広域的な交通需要に対応できるよう、効率的な道路網を形成）

##### 基本施策 iv 憩いと交流のための公園整備と管理

- 施策9 計画的な公園の整備と維持管理の充実（憩いや安らぎを感じられるような公園の整備及び管理）
- 施策10 県営和光樹林公園の有効活用（市民が触れ合い、憩い、安らぎを感じられるような有効活用）

##### 基本施策 v 上・下水道サービスの提供

- 施策11 安全な水の安定供給（市民がいつでも安心して飲める安全な水の安定供給）
- 施策12 公共下水道利用の推進（公共下水道認可区域における公共下水道利用の推進）
- 施策13 雨水対策の推進（安心して暮らせるよう集中豪雨などによる雨水対策の推進）

## 2-2. 関連計画

### (1) 和光市景観計画（平成21年12月）

まちの特色や地域の個性を生かした良好な景観を市民、事業者及び市が一体となって守り、育て、創っていく活動を推進し、市民のまちづくりへの愛着や誇りを育み、良好な景観を次世代に継承していくことを目的としています。

#### 景観づくりの目標

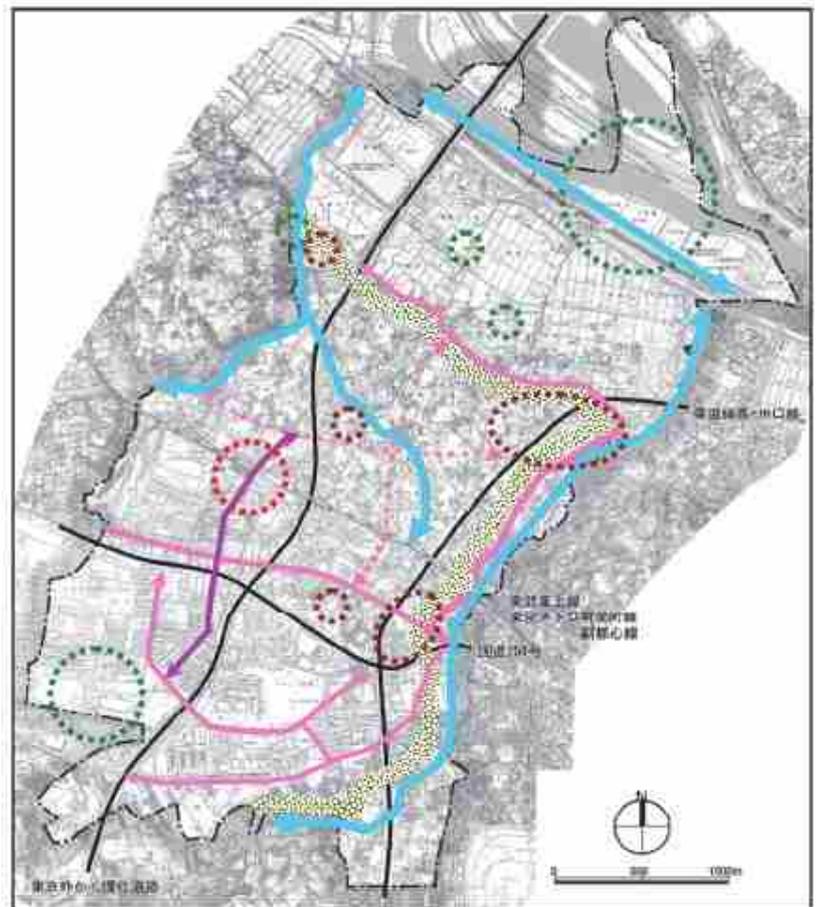
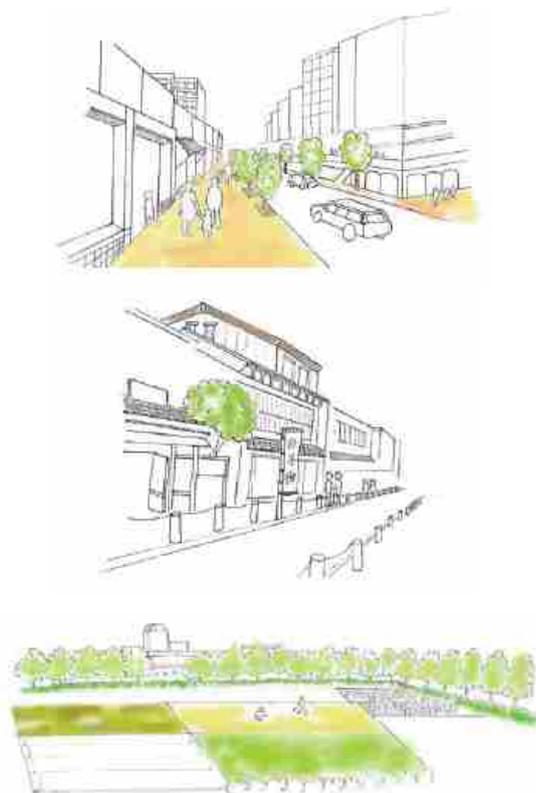
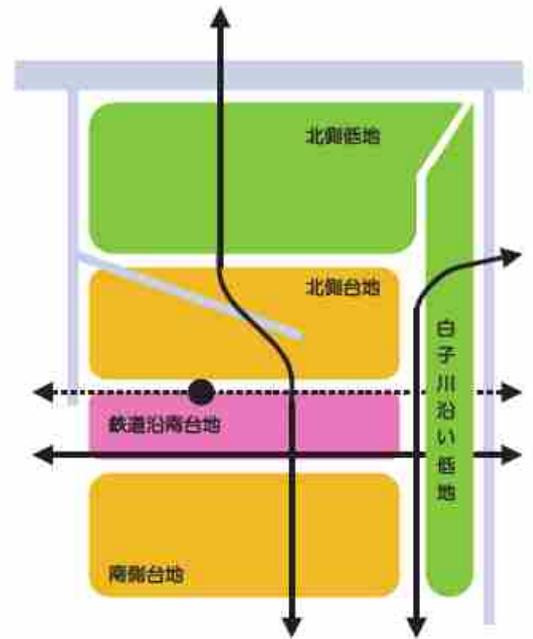
まちに愛着を抱き、誇りに感じる『都心に近い緑豊かなふるさと』景観づくり

#### 景観づくりの基本方針

- (1) 都市と自然との調和を大切にする景観づくり
- (2) 生活・暮らしに根ざし、歴史・文化の伝承や地域の交流を通じた景観づくり
- (3) 市民生活及び産業活動の活性化に資する景観づくり
- (4) 市民、事業者及び市の協働による景観づくり

#### 景観づくりの方針

- (1) 変化に富んだ地形の上に成り立つ基調景観の形成
- (2) まちなみの形成
- (3) 景観軸の形成
- (4) 景観拠点の形成



## (2) 和光市地域防災計画（平成 23 年 4 月）

災害対策基本法第 4 2 条の規定に基づき和光市防災会議が策定する計画で、和光市の地域に関する災害対策に関し、和光市、埼玉県及び関係機関、公共的団体等がその全機能を有効に発揮して、市民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的としています。

### 地震被害想定

東京湾北部地震（マグニチュード 7. 3）、立川断層帯による地震（マグニチュード 7. 4）及び和光市直下の地震（マグニチュード 6. 9）を想定地震とし行った被害想定の詳細は以下のとおりです。

### 防災目標

基本理念「みどりと人間の自然な調和が保たれ、人間の生命が息づく豊かなまちの創出」「災害に強い安心して生活できるまちの創出」

3つの基本目標「災害に強い防災体制の確立」「災害に強い市民の育成」「災害に強い防災都市構造」を掲げられており、その下に具体的目標が位置付けられている。

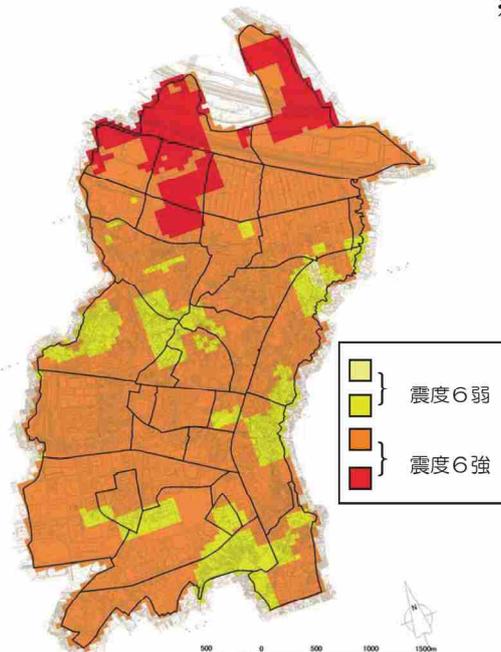
### 避難（避難所について）

市内の公共施設を避難所として指定している、また、災害の規模や地域、被害の程度により、必要な避難所を判断し、施設の安全確認を行った後に開設される。

#### ● 想定被害の概要（東京湾北部地震・冬 18 時・風速 15m/s）

項目		被害数	項目		被害数
木造	全壊（揺れ）（棟）	829	死者（人）	50	
	全壊（液状化）（棟）	21	負傷者（人）	135	
	半壊（揺れ）（棟）	2,264	避難者	1 日後（人）	15,152
	半壊（液状化）（棟）	37		1 ヶ月後（人）	6,821
非木造	全壊（揺れ）（棟）	57	帰宅困難者		8,572
	全壊（液状化）（棟）	10	停電率（直後）（%）		13.4
	半壊（揺れ）（棟）	171	固定電話不通率（1 日後）（%）		2.06
	半壊（液状化）（棟）	13	都市ガス供給停止率（%）		100
急傾斜地崩壊による全壊（棟）		79	水道断水率（1 日後）（%）		64.7
急傾斜地崩壊による半壊（棟）		185	下水道被害率（%）		19.5
火災炎上出火件数（件）		7	震災廃棄物（m <sup>3</sup> ）		270,717
火災焼失棟数（棟）		608			

※帰宅困難者数は、夏 12 時が最大となり、13,459 人です。



計測震度分布（東京湾北部地震）

想定地震である東京湾北部地震では、市の大部分で震度 6 強の揺れとなり、この地震の揺れで、1980 年以前に建てられた木造建物の 6 割弱が、全壊または半壊の被害を受けると予想されています。なお、1981 年以降の木造建物は、1 割程度が被害を受けると予想されています。

また、荒川付近の低地では、液状化の可能性が高いと想定されています。その他の低地でも、液状化の可能性が想定されています。

### (3) 第2次和光市環境基本計画（平成23年3月）

和光市の環境をより良くしていくために、市民、事業者及び市が一緒になってどんな取組をすべきなのかを示し、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的としています。

#### 基本理念

- 環境の保全は、現在及び将来の市民が健全で良好な環境の恵みを受けられ、将来にわたって維持されるように適切に推進されなければならない。
- 環境の保全は、人と自然が共生し、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会が構築されるように、すべての人々の取組によって適切に推進されなければならない。
- 環境の保全は、地域の環境が地球全体の環境と深くかかわっていることにかんがみ、すべての人々が地球環境の保全を自らの課題として認識し、すべての活動において推進されなければならない。

#### 計画の目標

和光市の課題に対応するため、以下の3つの「望ましい姿」を柱として、具体的で実効性のある環境施策を展開している。

- 1 豊かな水と緑を守り育み伝えるまち
- 2 住み良い環境を未来につなぐまち
- 3 環境を育てる心がつながるまち

#### 望ましい姿1 豊かな水と緑を守り育み伝えるまち

##### 方針1（重点方針）：自然環境の保全

- ・貴重な和光市の自然を守ります
- ・斜面林などの緑、湧水、河川の豊かで潤いのある環境を保全します
- ・民有地での自然環境保全の仕組みをつくり、推進します
- ・白子湧水群に関わる暮らしと歴史が和光市の固有の文化であることを伝えます
- ・生物多様性を保全し、地域の自然と共生します

##### 方針2：都市・自然・歴史文化の共存

- ・アグリパーク周辺など、農地を保全し、農業を維持できる条件を整えます
- ・歴史的建造物や長照寺の大いちょうなど、和光市の歴史や文化財を継承します
- ・環境に配慮したまちづくりを進めます

##### 方針3：美しい景観の保全と育成

- ・水道道路周辺などの景観を保全するとともに、美しい景観、美しいまちづくりを進めます

#### 望ましい姿2 住み良い環境を未来につなぐまち

##### 方針1（重点方針）：地球温暖化対策の推進

- ・温室効果ガスを削減します
- ・省エネルギーと新エネルギー利用を進めます
- ・地球温暖化防止のために樹林地を保全します

##### 方針2：資源循環型社会の推進

- ・ごみを減らし、資源の再使用・再利用を進めます
- ・ごみの適正処理を進めます
- ・一人ひとりが自覚して、地球環境への負荷を減らします

##### 方針3：住みやすい生活環境の形成

- ・日常生活や事業活動に伴う騒音・振動・悪臭の防止を進めます
- ・大気汚染の防止を進めます
- ・生活排水や産業排水の対策を進めて水質を改善します
- ・水の健全な循環を保ちます
- ・多様な化学物質問題の防止に努めます
- ・自然に優しい乗り物である自転車の利用促進を図ります

#### 望ましい姿3 環境を育てる心がつながるまち

##### 方針1（重点方針）：パートナーシップの仕組みづくり

- ・環境教育・環境学習を推進し、環境に興味を持てる仕組みづくりを進めます
- ・事業活動での環境への配慮の普及を進めます
- ・事業者や研究機関と連携し、未来の環境づくりを進めます
- ・市も事業者としての環境管理を進めます

##### 方針2：環境活動の支援・推進

- ・参加型のまちづくりを進めます
- ・自然環境に対する市民の意識を高め、市民活動を充実させます

##### 方針3：環境活動に関する情報・人材・活動拠点の確保

- ・環境情報の普及を推進します
- ・活動の担い手を増やします
- ・活動の拠点をづくり、活動を支援します

#### (4) 和光市農業基本構想（平成 22 年 6 月）

##### 経営目標

- 和光市は、農業が職業として選択しえる魅力とやりがいのあるものとなるよう、将来（概ね 10 年後）の農業経営の発展の目標を農業経営の発展をめざす農業者が、他産業従事者並みの年間農業所得、年間労働時間の水準を実現し、農業生産の相当部分を担う構造を確立していくことを目指す。

##### 農業経営基盤強化促進事業に関する事項

- 埼玉県が策定した「農業経営基盤強化促進基本方針」に即しつつ、和光市農業の地域特性を十分踏まえて、農業経営基盤強化促進事業を行うとともに、高齢化による遊休農地の増加、それに伴う乱開発の防止に力を注ぎ、和光市の農業の未来に明るい希望が持てるよう努力する。

##### 農地利用集積円滑化事業に関する事項

- 認定農業者等への農地の利用集積が進んできているが、経営農地は比較的分散傾向にあり、農作業の効率化等が図られず、担い手の更なる規模拡大が停滞している。また、今後は更に農業従事者の高齢化が進み、このままでは担い手が受けきれない農地が出てくることが予想される。
- こうした課題を解決するには、農地の利用の集積の円滑化を図る必要があり、当該事業の実施主体は、①担い手の育成・確保、担い手に対する農地の利用集積の積極的な取組、②担い手に関する情報や、農地の利用に関する今後の意向等の農地の各種情報に精通、③農地の出し手や受け手と積極的に関わり合い、農地の利用調整活動を実施する体制の整備、等の条件を満たす者とする。

##### 地域社会における都市農業活性化の方向

- 都市の特性を活かした農業の展開を図るため、次に掲げる事業を推進する。

事業	重点施策
1 優良農地の保全	・ 担い手への農地の集積 ・ 花景観作物の植栽 ・ 廃ビニールの回収 ・ 坂下土地改良区清掃事業 ・ 生産緑地の維持
2 地産・地消の推進	・ 農産物直売センター、庭先販売の販売促進 ・ 学校給食への供給 ・ 学校農園の推進 ・ 食育の推進
3 有機農業の推進	・ 牛糞堆肥の活用 ・ エコファーマーの推進 ・ 循環型農業の推進 ・ 緑肥作物の推進
4 経営合理化の促進と先端技術の導入	・ 援農ボランティア制度の導入 ・ 農業関係講習の実施 ・ 新技術の導入
5 担い手の育成	・ 農産物直売団体の強化及び充実 ・ 出荷組合（宅配出荷、量販店出荷等）の強化及び充実 ・ 農業後継者倶楽部の強化及び充実
6 ふれあい農業の推進	・ 駅前農業体験教室の開催 ・ 農業後継者倶楽部による収穫体験教室（夏・秋）の開催 ・ 観光農園（じゃがいも、とうもろこし、さつまいも、いちご、梨、巨峰）の推進 ・ 市民農園の活性化 ・ 農業体験型農園の推進

### 3. 和光市の現況

平成22年都市計画基礎調査等を踏まえ、人口、産業、土地利用、道路・公園整備状況などについて基礎的データの更新を行う。

#### 3-1. 人口

##### (1) 人口・世帯数

人口と世帯数はともに増加を続けています。全国の人口は横ばい、埼玉県では緩やかに増加。

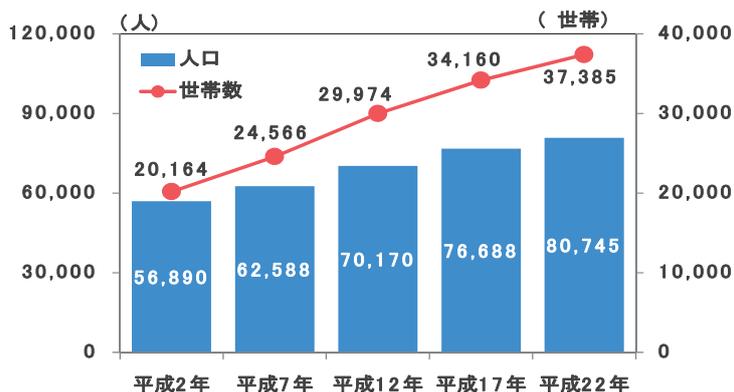


図. 人口・世帯数の推移 (国勢調査)

##### (2) 年齢別人口

生産年齢人口割合が年少人口・高齢人口割合に比べて高く (71.6%)、平均年齢39.6歳とともに、県内第1位となっています。高齢化は低いですが確実に増加しています。

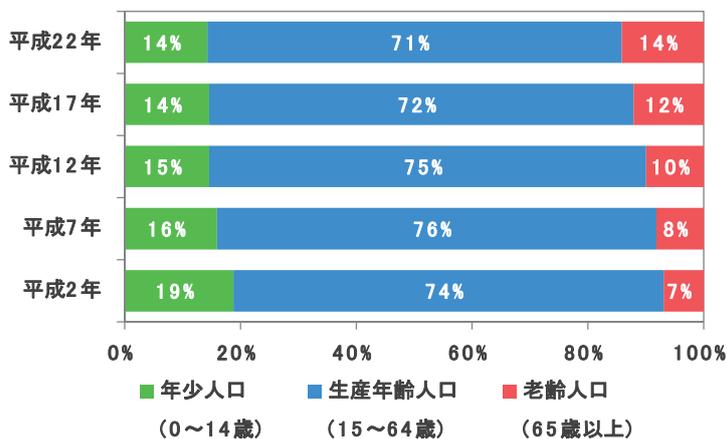
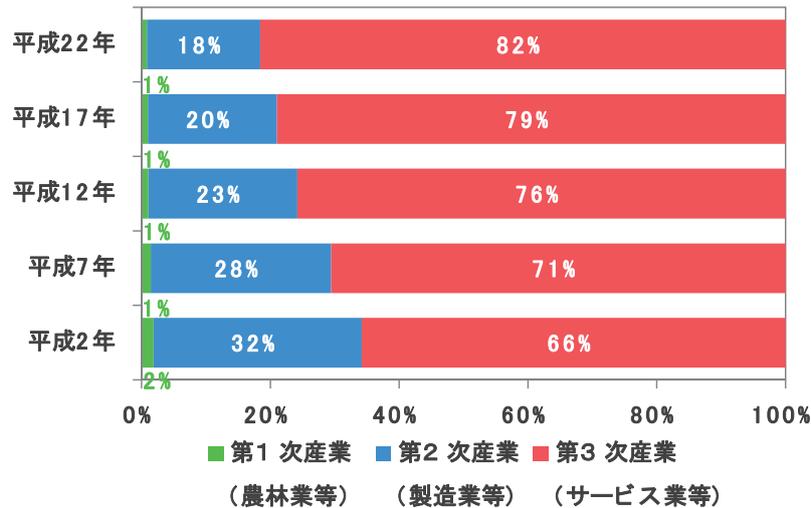


図. 年齢3階級別人口の推移 (国勢調査)

## 3-2. 産業

### (1) 産業構造

第2次産業人口の減少と第3次産業人口の増加が顕著です。第1次産業人口はほとんどいません。第3次産業は、全国平均（73%）と比較すると、10%程度多くなっています。



※分類不能を除く

図. 産業3区分別の就業者数の推移（平成22年国勢調査）

### (2) 農業

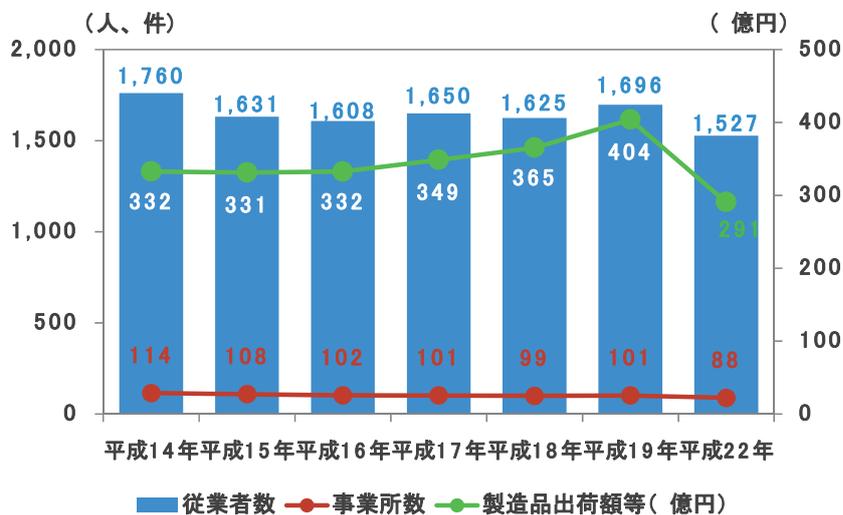
平成22年の農家数は130戸、農家人口は593人、平成17年から約2/3へと大きく減少しています。



図. 和光市の農家数・農家人口（農業センサス）

### (3) 工業

平成22年の工業系事業所数は88、従業者数は1,527人となっている。製造品出荷額等は、平成18年から22年にかけて減少しています。



※従業者4人以上の事業所の集計結果

図. 和光市の事業所数・製造品出荷額等（工業統計調査）

### (4) 商業

平成19年の商店数は335、商品販売額は、卸売は横ばい、小売は減少傾向を示しています。

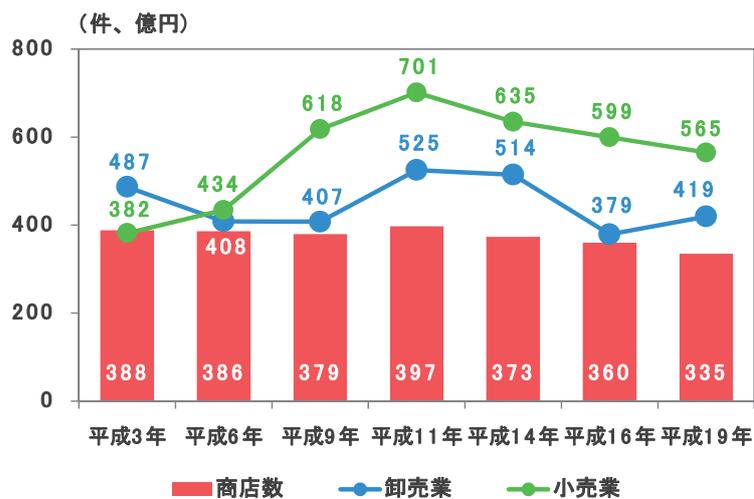


図. 和光市の商店数・卸・小売販売額（商業統計調査）

### 3-3. 住宅・土地

#### (1) 土地利用

宅地が和光市駅周辺を中心に分布しており、市の約半数を占めています。次いで畑が約1割を占めています。畑は東武東上線北側の地区や市街化調整区域等に多く見られます。

朝霞市（H22）と比較すると、宅地は和光市46%、朝霞市38%、田畑は和光市11%、朝霞市14%となっています。埼玉県（H24）との比較では、宅地は20%、農地は21%で、県内の宅地率は、相対的に高くなっていることが伺えます。

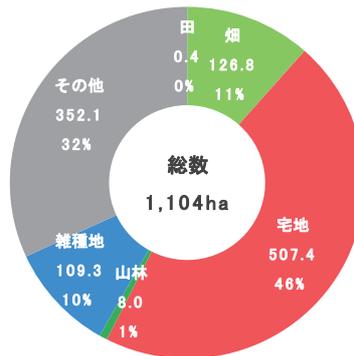


図. 平成24年度 地目別土地面積（課税課）

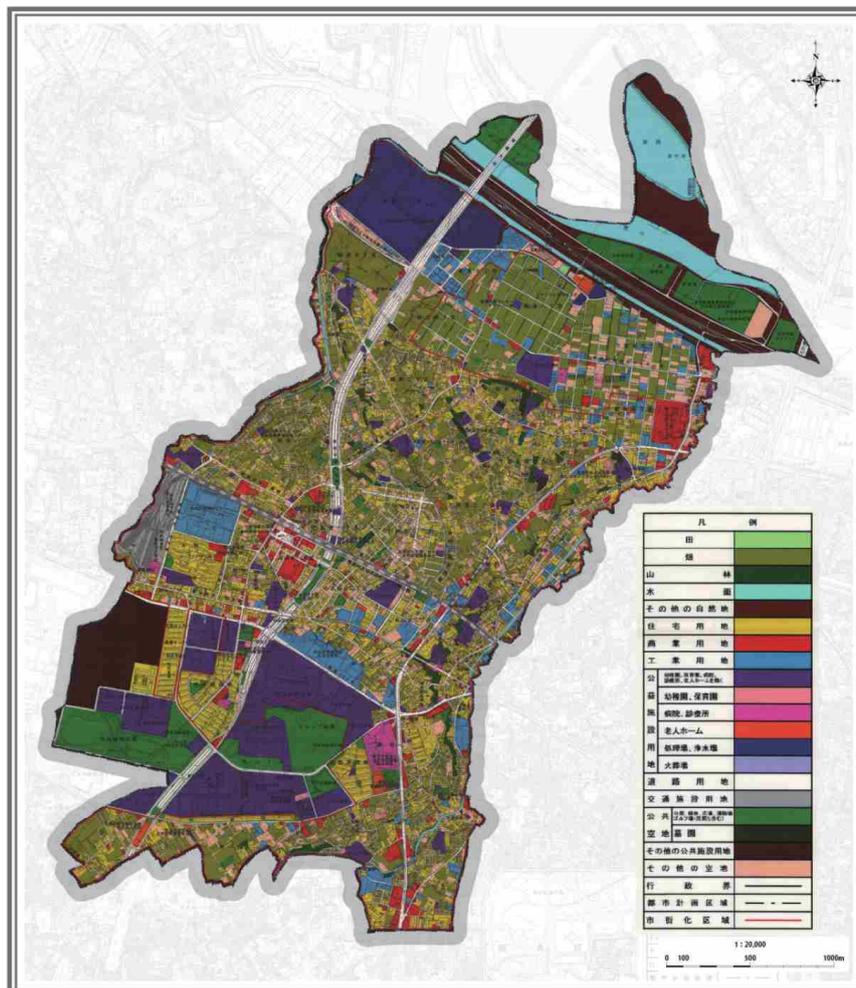


図. 平成24年度 土地利用現況図（都市計画基礎調査）

### 3-4. 道路・交通

#### (1) 広域幹線道路ネットワーク

首都圏を連絡する高速道路として東京外環自動車道および首都高速5号線、本市と周辺市を結ぶ主要幹線道路として国道298号、国道254号、国道254号バイパス、国道17号、その他、市内の骨格的な道路として国道254号、県道練馬川口線、県道新倉蒔線などがあります。

平成25年3月、東京メトロ副都心線と東急東横線の相互直通運転が行われ、本市の利便性は更に高まっています。

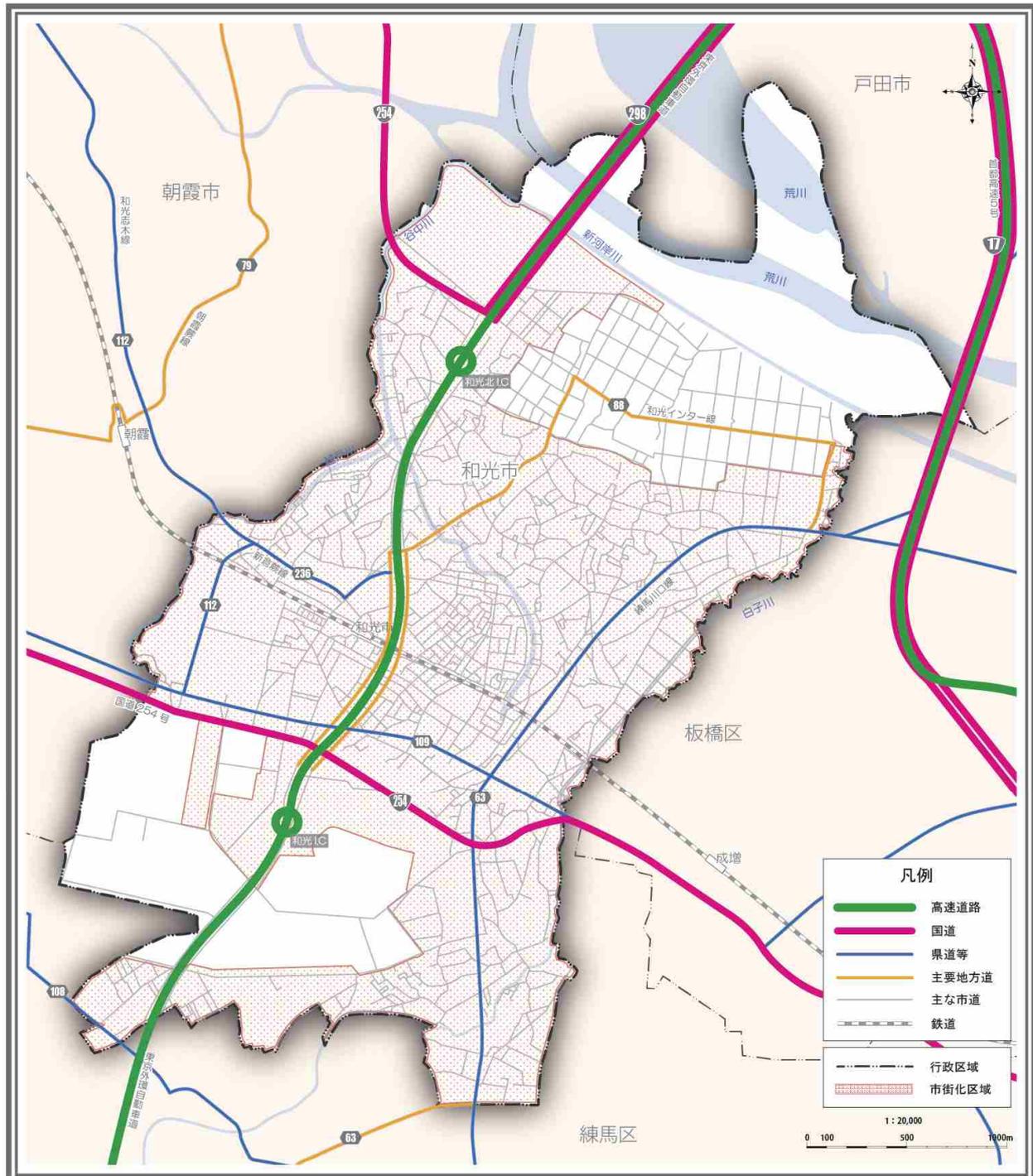


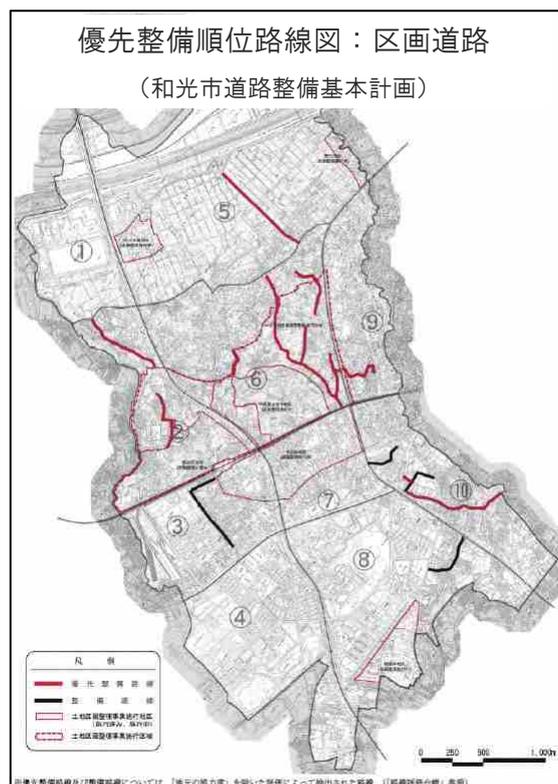
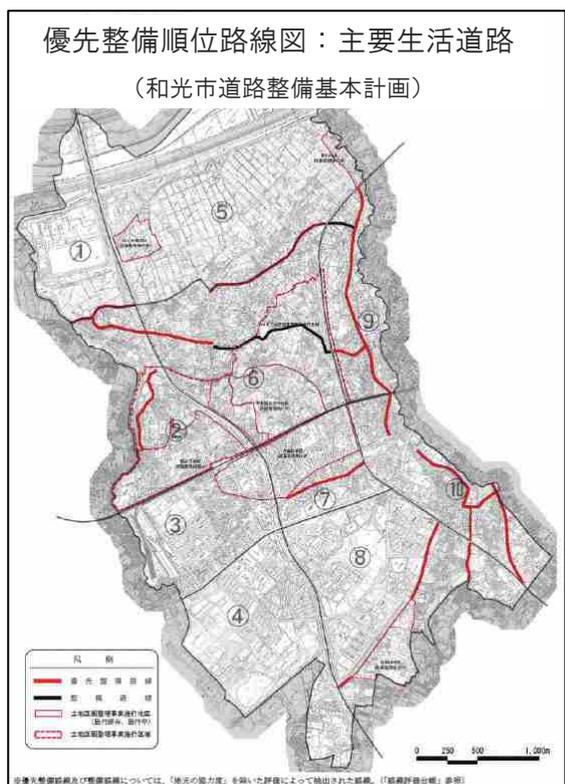
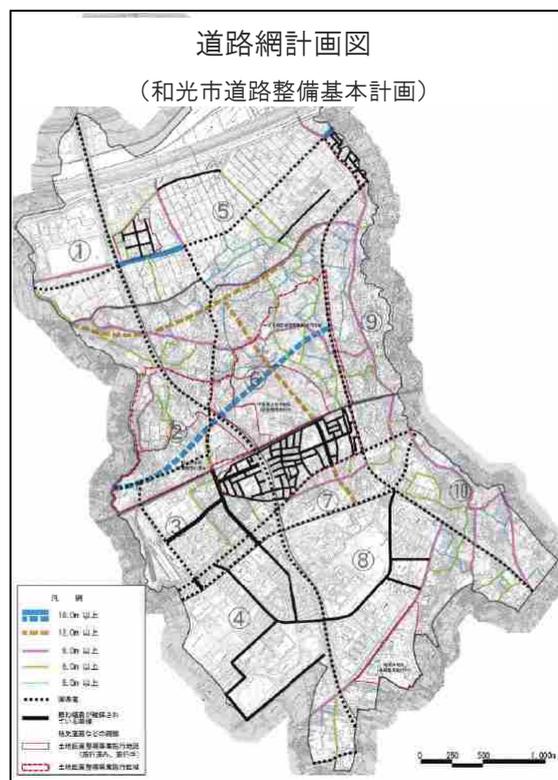
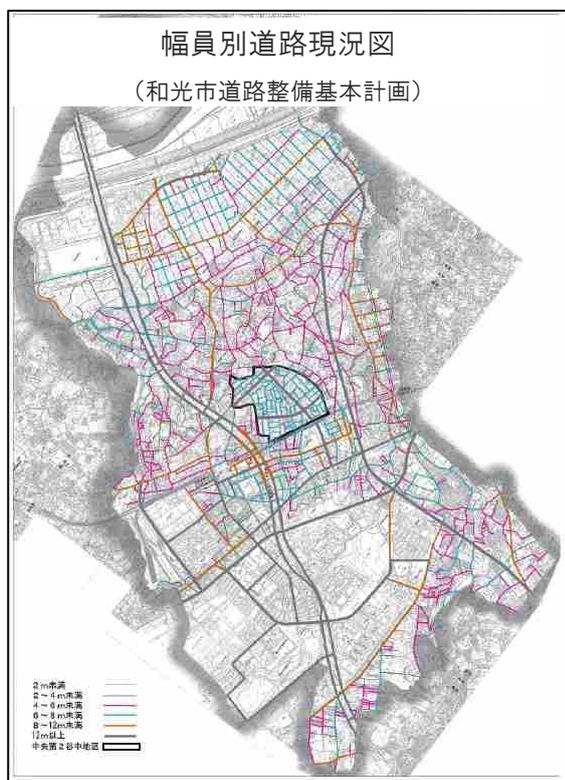
図. 鉄道および道路網図

## (2) 地域交通ネットワーク

国県道は、幅員12m以上あるが、その他の道路は大半が6m未満、4m未満の狭い道路も多いです。

都市計画決定されていない主要生活道路と区画道路について、優先順位を設定し整備推進中ですが進捗率は1%にとどまっています。

土地区画整理事業区域でも事業化が予定されていない地域では、事業の長期化が懸念されます。



○和光市道路整備実施計画について（平成21年7月）

①市民の視点を考慮した優先順位の設定

市民評価委員会の評価結果による優先整備順位を基本としながら、44路線の整備箇所を設定しました。今後は、総合振興計画実施計画に基づいた事業予算により、合意形成が整った路線ごとに用地買収、道路築造を行ない、財政負担への配慮を図りながら、事業の展開を図ります。

②狭あい道路の解消に係る取り組み

買収を基本とした拡幅用地・隅切り用地の確保を図りながら、積極的な狭あい道路の解消に向けた道路整備の取り組みを推進します。

□狭あい道路の解消、買収による積極的な拡幅用地の確保、拡幅整備・維持管理

幅員4.0m未滿の市道（市街化調整区域を含む和光市内全域）を対象に狭あい道路の拡幅整備を推進します。（ただし、事業認可された市街地開発事業を除く。）

□買収による積極的な拡幅用地の確保

この取り組みでは、より積極的な狭あい道路の解消を目指すため、「買収」を基本とした拡幅用地・隅切り用地の確保を図ります。

□拡幅整備・維持管理

拡幅用地は道路として公共の交通の用に供するため、市で拡幅整備を実施します。なお、整備後の補修など維持管理についても、市で実施します。

□買収基準」・私道の受け入れ基準

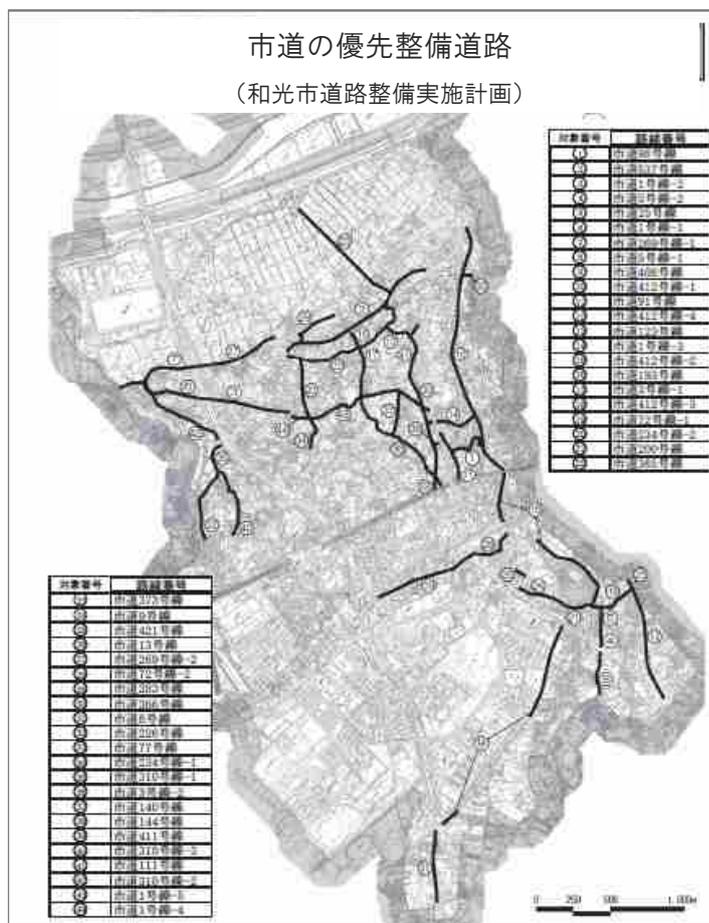
「和光市道路・水路等新設改良に係る土地の買収基準」を見直します。

□私道の受け入れ基準

「和光市私道等受入れに関する取扱基準」を見直します。

□計画幅員の見直し

道路整備基本計画において道路の位置づけに応じて標準的な幅員の考え方を示しました。実施計画では、拡幅に当たって考慮すべき事項を整理し、これを踏まえた実現性のある計画幅員見直しの方針を定めました。



### (3) 公共交通ネットワーク

鉄道駅から半径500m、バス停（コミュニティバス）から半径250mの範囲に含まれないエリアを公共交通不便地域とし下図に示しました。新倉2・6丁目、下飯倉4・5丁目、白子小付近、中央2丁目等から最寄バス停へのアクセス性の改善が望まれています。

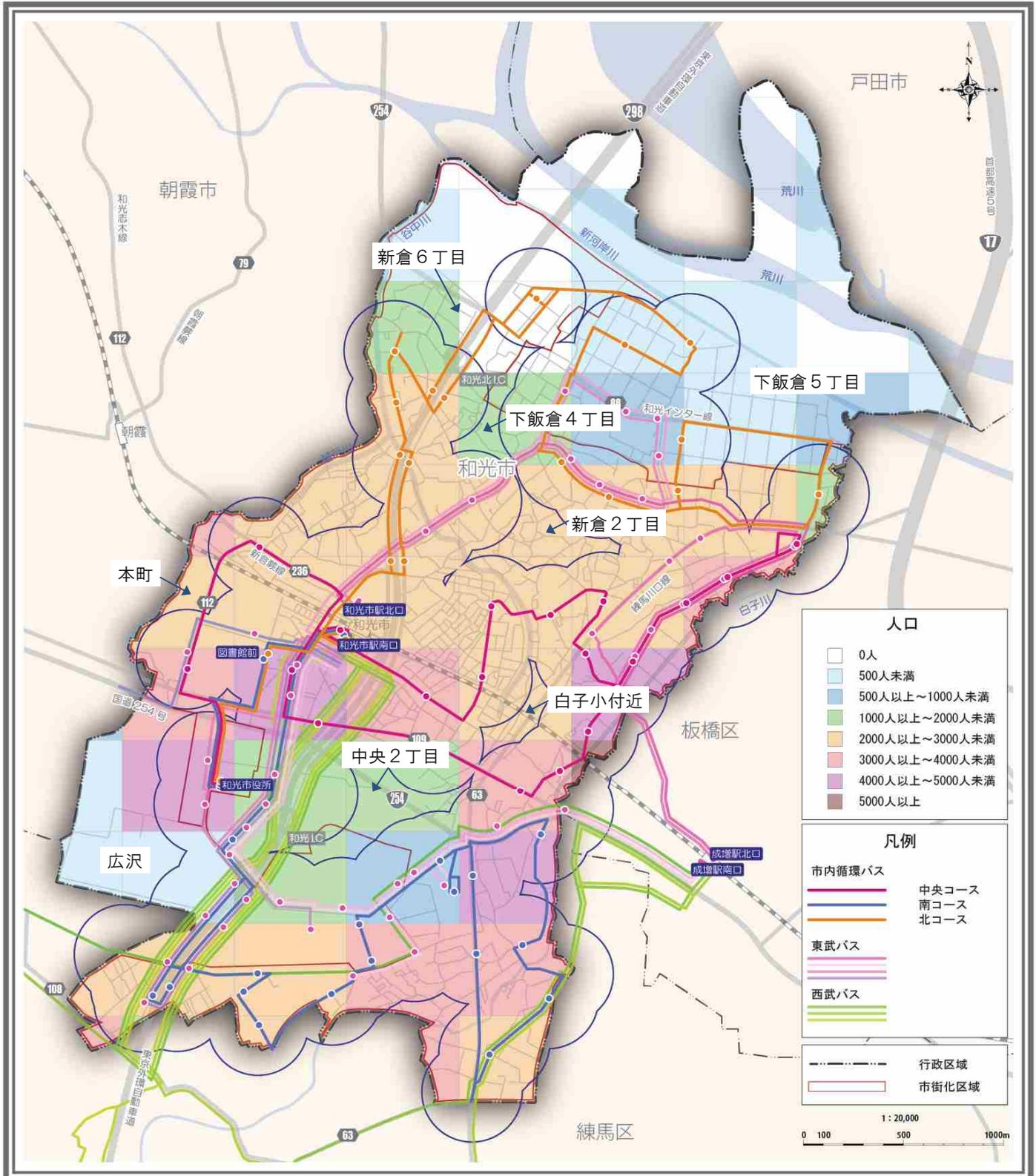


図. 主要なバス停の分布

### 3-5. 教育・福祉

#### (1) 公共・公益施設

本市の主な公共・公益施設は以下の通りです（保育クラブ除く）。本市では、年々児童生徒数が増加しており、更に、今後も、児童生徒数の増加が見込まれています。学校の配置をみると、市の南側には中学校3校と小学校5校が配置されていますが、北側には小学校3校となっています。

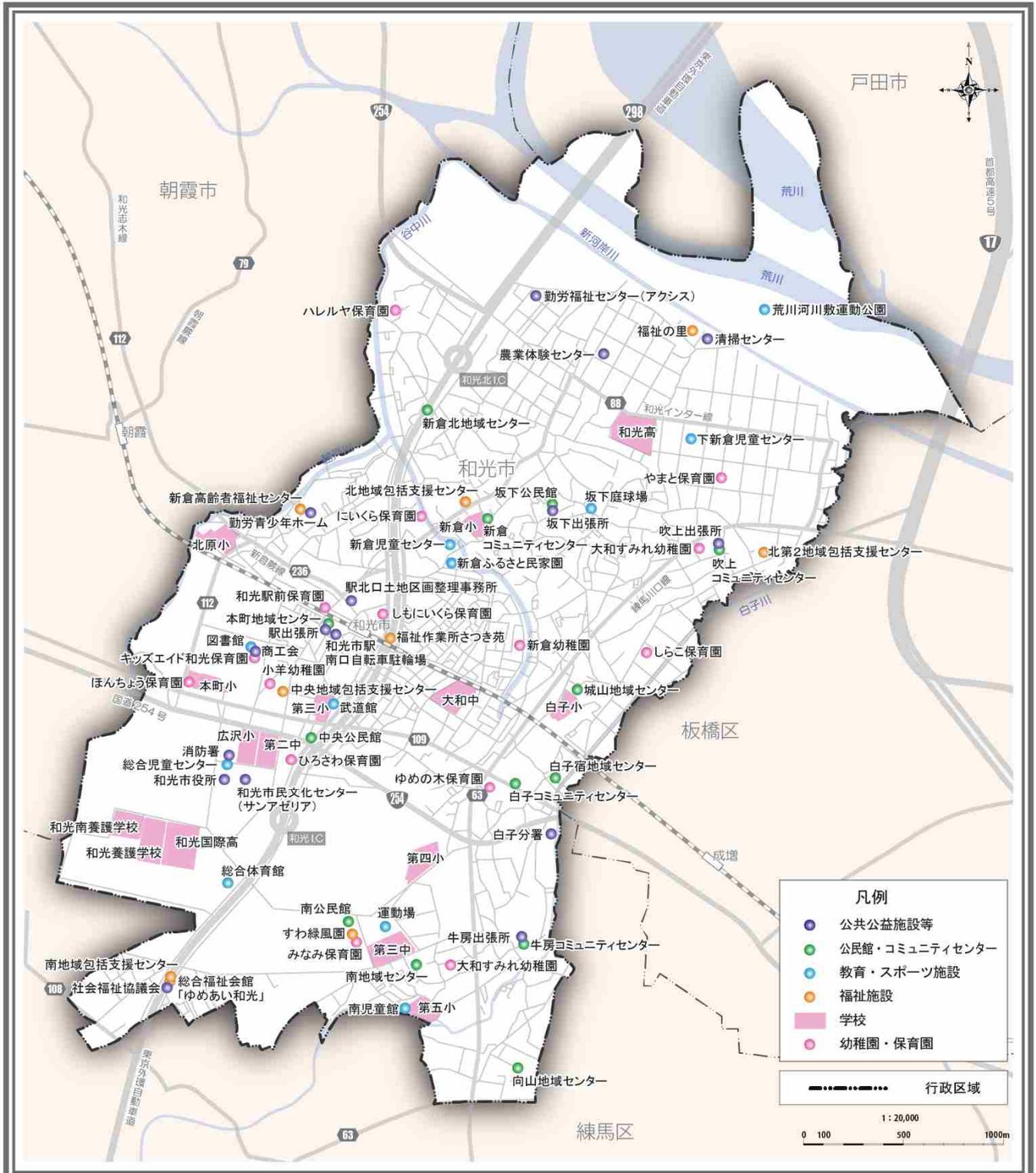


図. 市内の主な公共・公益施設等

小学校と中学校の校区は以下のとおりです。大和中学校区は、徒歩40分以上かかる地区が含まれます。

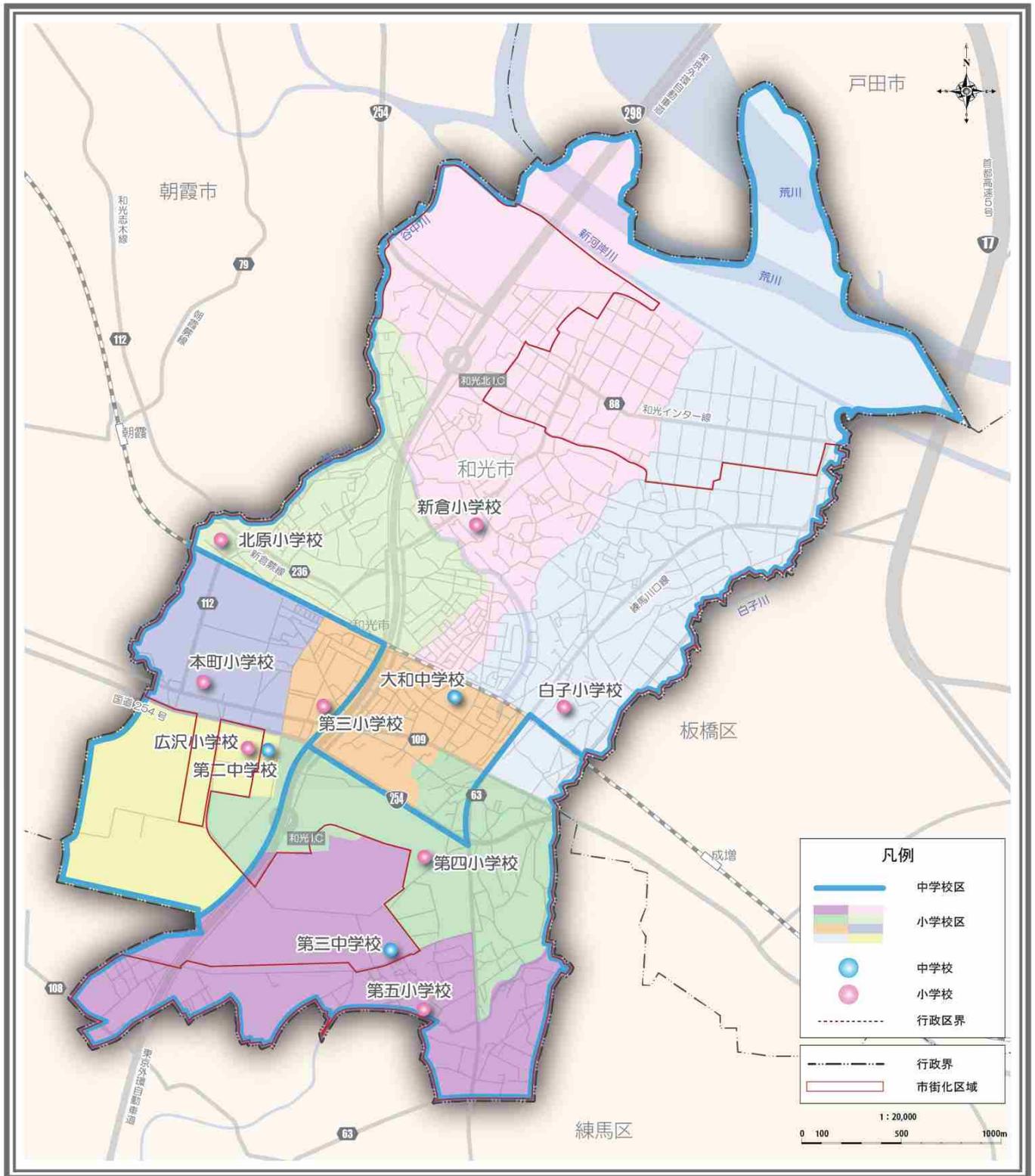


図. 小学校区及び中学校区

## (2) 都市公園・緑地

本市には、県営和光樹林公園をはじめ、5か所の都市計画公園あり、和光市アーバンアクア公園（下水処理場上部）は、開設にむけて整備が進んでいます。この他、都市公園法に位置づけられた公園が9公園、その他の公園が37公園（うち市有地23、借地14）あります。

市民にとって身近な公園である街区公園に、民間開発等の公園のうち0.1ha以上の公園を含めた15公園について「公園のサービス水準を示す誘致距離※（下記、点線の円）」を示しています。

また、本市には7か所の市民緑地（ふれあいの森）があり、湧水・緑地の保全・育成等に努めています。

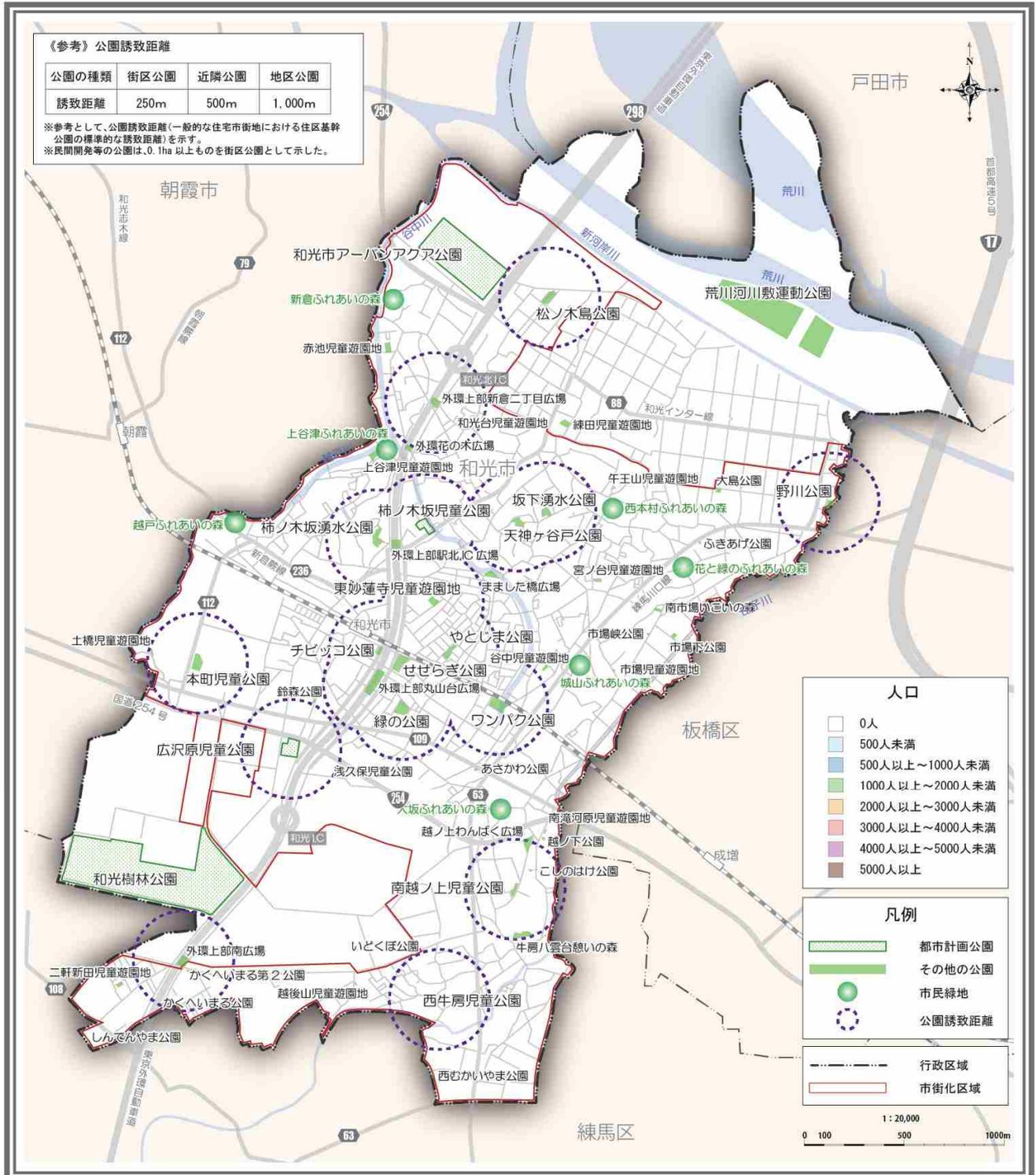


図. 公共・公益施設、公園・スポーツ施設の分布

本市の緑被率<sup>1</sup>は、以下のとおりです。市街化区域は、10%以上から40%未満が多く、市街化調整区域は、40%以上が多くなっています。駅周辺や本町、白子3丁目は、他の地域と比較し低くなっています。

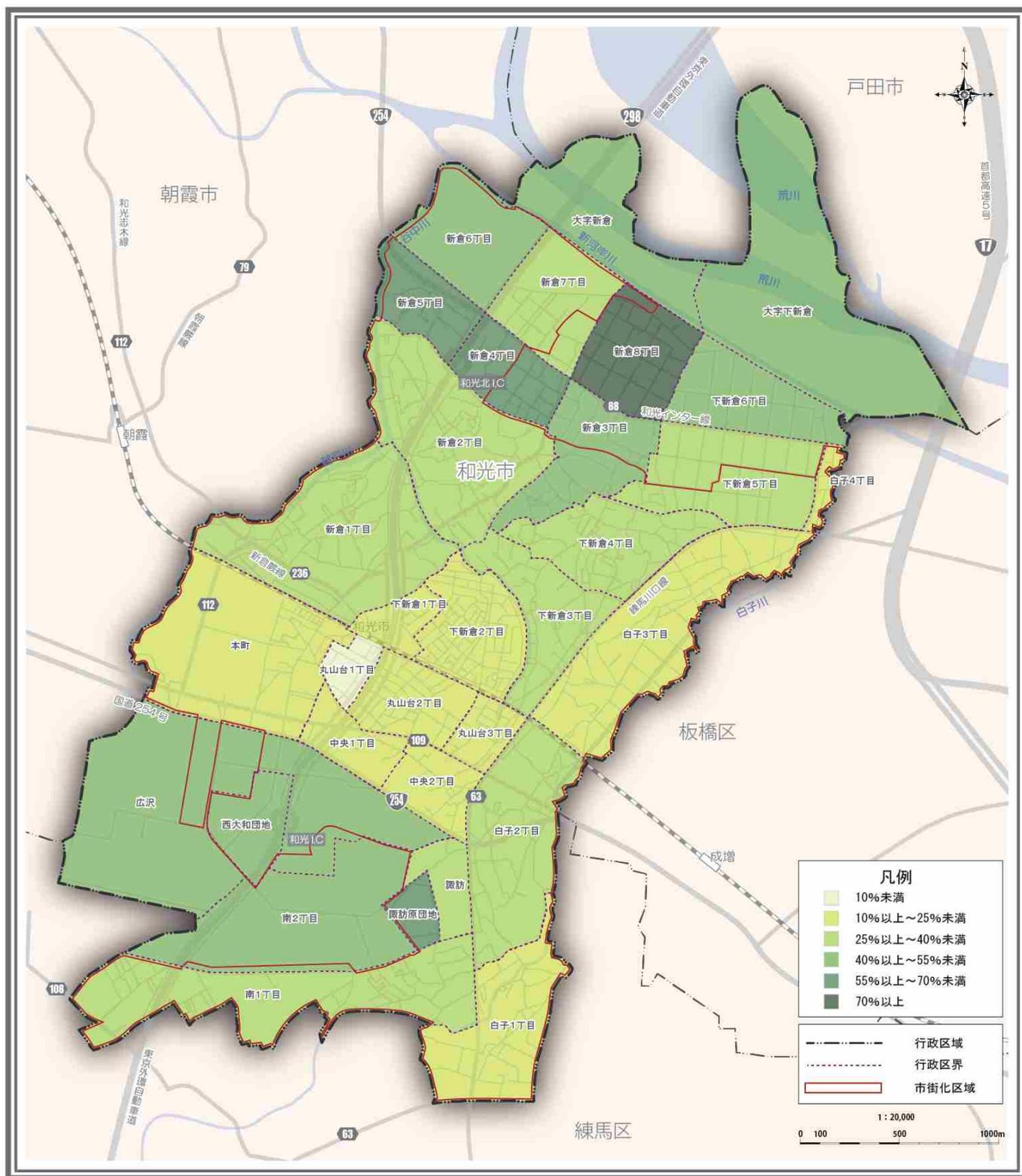


図. 緑被率の分布

<sup>1</sup> 緑被率：地域全体に占める緑被地の割合のこと。和光市全域の航空写真から市内の緑の状況を把握し、一団で10平方メートル以上の面積を占める緑被地を対象として調査しました。

### 3-6. 景観

本市の地形は、北側の低地と南側の台地とに大きく区分され、斜面林が随所に残っています。

本市の河川は、荒川とその支流（新河岸川、越戸川、白子川、谷中川）で構成されます。

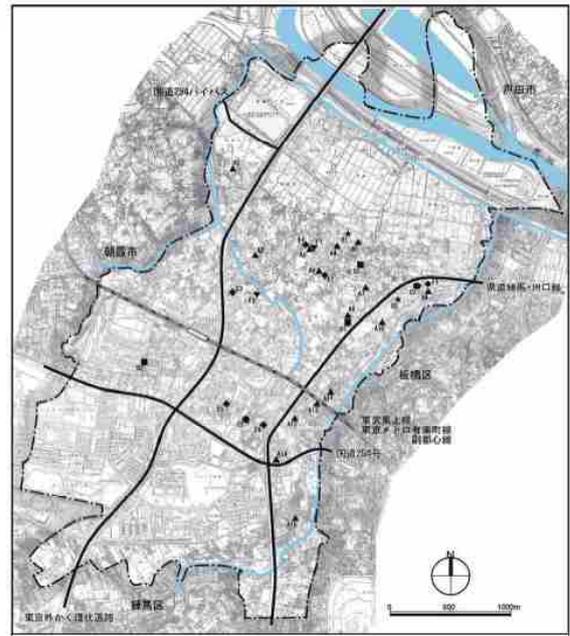
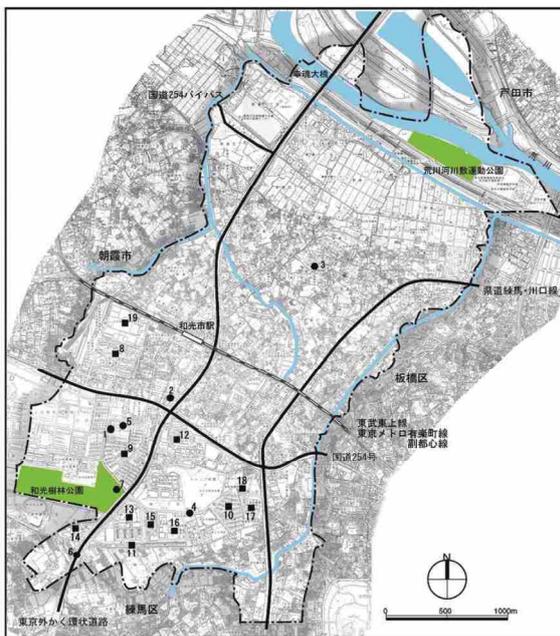
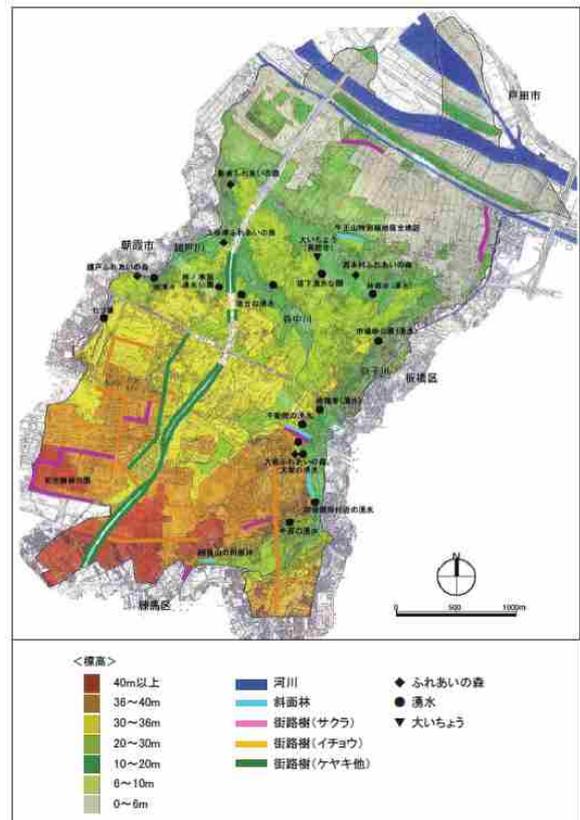
斜面緑地の多くは、民有地にあります。また、屋敷林等の緑や畑、街路樹も本市の景観を形成する重要な要素です。

人工的要素として、道路、鉄道・駅、橋梁、公園、ランドマークとなる建物及びその周辺環境があり、暮らし・歴史文化的要素として、社寺・遺跡・街道跡、新倉ふるさと民家園などがあります。

(右) 主な自然景観資源  
(和光市景観計画)

(下左) 主な都市景観資源  
(和光市景観計画)

(下右) 主な歴史文化的景観資源  
(和光市景観計画)



### 3-7. 農地

認定農業者等への農地の利用集積が進んできているが、経営農地は比較的分散傾向にあり、農作業の効率化等が図られず、担い手の更なる規模拡大が停滞しています。

また、今後は更に農業従事者の高齢化が進んでいくことが予想され、このままでは担い手が受けきれない農地が出てくることと予想されます。

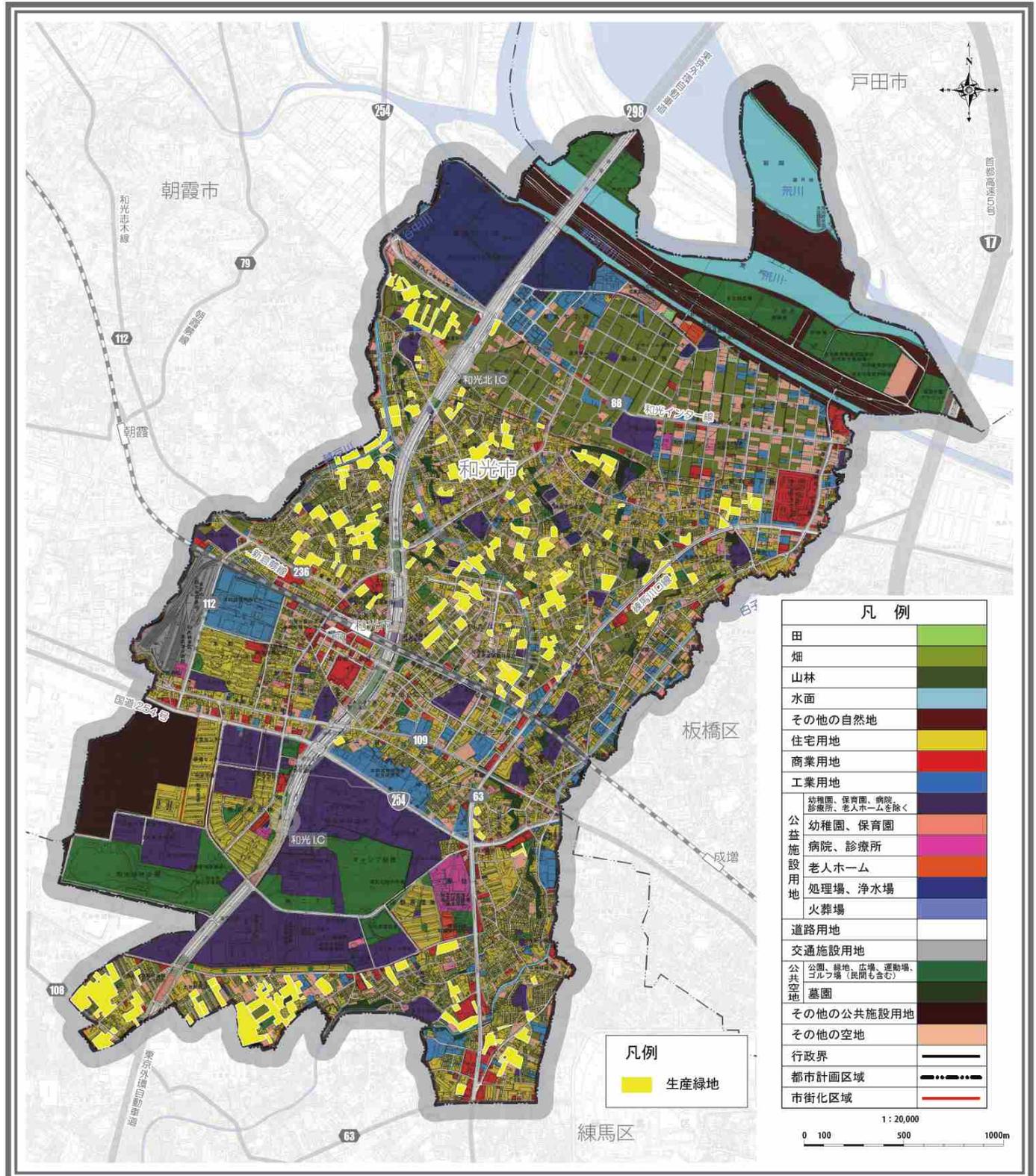


図. 生産緑地と土地利用現況図

### 3-8. 防災

#### (1) 避難場所・緊急輸送道路

和光市地域防災計画により、下記の避難所及び予備避難所、緊急輸送道路が指定されています。

表. 市内の避難場所・避難道路

		名称
避難所		下新倉児童センター、向山地域センター、白子コミュニティセンター、白子宿地域センター、牛房コミュニティセンター、白子小学校、吹上コミュニティセンター、しらこ保育園、城山地域センター第四小学校、第三小学校、中央公民館、北原小学校、新倉高齢者福祉センター、勤労青少年ホーム、新倉児童センター、新倉小学校、新倉北地域センター、新倉コミュニティセンター、坂下公民館、和光高等学校、勤労福祉センター、第二中学校、総合児童センター、広沢小学校、総合体育館、本町地域センター、本町小学校、大和中学校、第五小学校、南地域センター、総合福祉会館、第三中学校、運動場、南公民館、みなみ保育園
予備避難所		和光国際高等学校、和光特別支援学校、和光南特別支援学校
緊急輸送道路	国道	国道 17 号新大宮バイパス、首都高速 5 号池袋線、東京外かく環状道路、国道 298 号、国道 254 号、国道 254 号バイパス
	主要地方道	練馬川口線、和光インター線
	県道	新座和光線、和光志木線、新倉蕨線、東京・朝霞線
	町道	市道 1 号線、市道 378 号線、市道 404 号線、市道 406 号線、市道 407 号線、市道 408 号線、市道 412 号線、市道 475 号線、市道 476 号線、市道 481 号線、市道 511 号線、市道 522 号線、市道 524 号線、市道 526 号線、市道 527 号線、市道 528 号線、市道 529 号線、市道 537 号線、市道 2002 号線

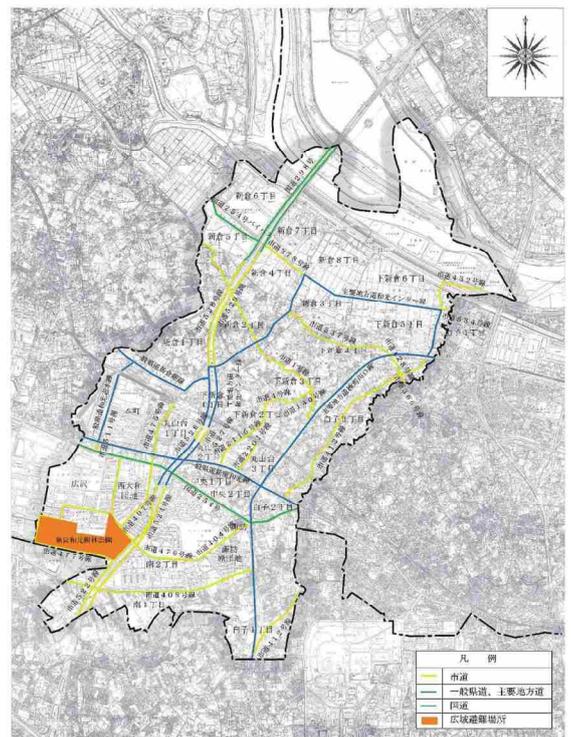


図. 和光市避難路

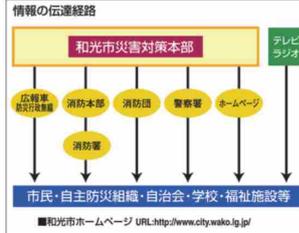
# 和光市洪水ハザードマップ

# 新河岸川

この地図は、和光市の北部を流れる新河岸川について、100年に1回程度の確率で発生する規模の大雨（2日間に総雨量332.6ミリの降雨）により新河岸川が増水し、氾濫した場合を想定した浸水想定区域図に基づき、万一の場合に備えて、市民の皆さんの安全な避難に役立つように作成したものです。

河川があふれる恐れがあるときは、市から避難準備情報・避難勧告・避難指示を発生しますので、指示に従って速やかに避難してください。  
また、皆さんの住んでいる地区における浸水やけがれ崩れなど、大雨による被害が発生しそうな場所や状況を目視から想定して、危険を感じたら早めの避難をお願いします。  
いざという時に備え、皆さんの家から避難場所までの経路や家族の連絡先などを書き込んで、見やすい場所に貼っておきましょう。  
なお、着色されている区域以外でも、雨の降り方や土地利用の変化などにより浸水することがありますので注意してください。

お問い合わせ先 和光市役所 くらし安全課  
TEL 048-424-9097 (防災担当直通)  
FAX 048-464-1234  
和光市広沢1-5  
発行日 平成22年7月  
資料提供：埼玉県土木建設局



**避難情報の種類・発令**  
河川の氾濫、浸水等の恐れがあり、住民の生命に危険が及ぶと認められる場合は、防災に即して浸水の恐れがある区域に市から避難情報が発生されます。

市から発生される情報 皆さんのとるべき行動

避難準備情報	避難に準備をする方（避難準備情報）は、避難を開始してください。
避難勧告	速やかに避難してください。対象地区の方言員が必ず避難しなくてはなりません。
避難指示	対象地区の方言員が必ず避難してください。（避難勧告より優先して発生します）

**洪水時の避難のポイント**

- ① 日頃から避難する場所や避難経路を決めておきましょう。
- ② 市から避難情報（避難準備・勧告・指示）が発令された場合は、速やかに避難を開始してください。
- ③ 避難の際は2人以上で行ってください。
- ④ 避難を開始する時のご近所への一言が人命救助につながります。

凡 例

表記	名称	表記	名称
	浸水実績		急傾斜地危険区域
	浸水が2.0～5.0mの区域		交通
	浸水が1.0～2.0mの区域		消防署・分署・消防団
	浸水が0.5～1.0mの区域		市役所
	浸水が0.5m未満の区域		救急指定病院
	市界		避難指定病院
	町丁界		避難ブロック名
	防火倉庫		指定避難所
	防火無線		危険箇所（アンダーパス）
	要援護者施設（浸水想定区域）		

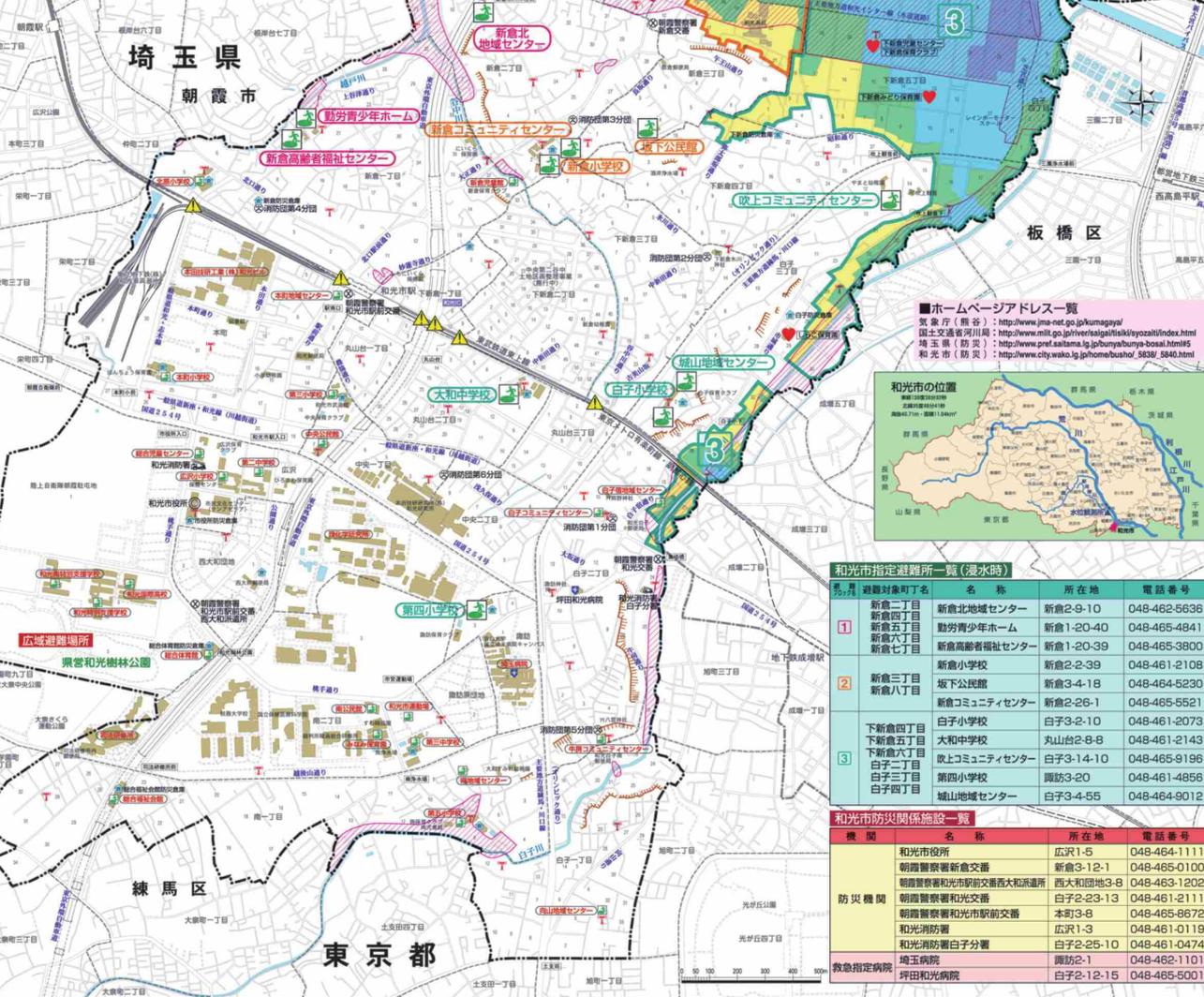
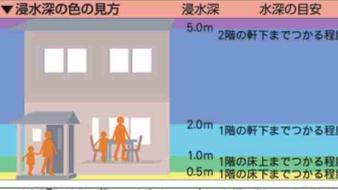


図. 和光市洪水ハザードマップ 新河岸川

# 和光市洪水ハザードマップ

## 荒川 (荒川流域 入間川も含む)

この地図は、荒川・入間川について200年に1回程度の確率で発生する規模の大雨が荒川流域に降り(3日間に総雨量548ミリの降雨)、荒川・入間川がはん濫した場合を想定した浸水想定区域図に基づき、方々の場合に備えて、市民の皆さんの安全な避難に役立つよう作成したものです。

この想定条件には、荒川・入間川以外の河川や支流川、内水はん濫を考慮していないため、浸水を想定していない箇所でも浸水の可能性があります。また、土地利用や下水道の整備状況の変化により、浸水範囲や浸水深の変化が発生します。

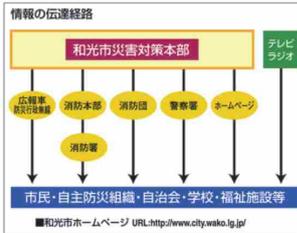
河川があふれる恐れがあるときは、市から避難準備情報・避難勧告・避難指示を受けますので、指示に従って速やかに避難してください。

また、皆さんの住んでいる地区における浸水やけずれなど、大雨による被害が発生しそうな場所や状況を日頃から想定して、危険を感じたら早めの避難を心がけましょう。

いざという時に備え、皆さんの家から避難場所までの経路や家族の連絡先などを書き込んで、見やすい場所に貼っておきましょう。

なお、着色されている区域以外でも、雨の降り方や土地利用の変化などにより浸水することがありますので注意してください。

お問い合わせ先 和光市役所 くらし安全課  
TEL 048-424-9097 (防災担当直通)  
FAX 048-464-1234  
和光市広域1-5  
発行日 平成22年7月  
資料提供: 国土交通省関東地方整備局 荒川上流川事務所



### 避難情報の種類・発令

河川の氾濫、浸水等の恐れがあり、住民の生命に危険が及ぶと認められる時は、状況に応じて段階的に市から避難情報が発令されます。

市から発令される情報 皆さんのとるべき行動

避難準備情報	避難に必要とする方(災害時要援護者)は、避難を開始してください。
避難勧告	お住まいの地区について、対象地区の方全員が必ず避難してください。
避難指示	対象地区の方全員が必ず避難をってください。(避難経路の確保が必須となります)

### 洪水時の避難のポイント

- ① 日頃から避難する場所や避難路を決めておきましょう。
- ② 市から避難情報(避難準備・勧告・指示)が発令された場合は、速やかに避難を開始してください。
- ③ 避難の際は2人以上で行動しましょう。
- ④ 避難を開始する時の二近所への一言が人命救助につながります。

この地図の中で色分けしているのは、国土交通省関東地方整備局が作成した浸水想定区域図に基づき、方々の場合に備えて、市民の皆さんの安全な避難に役立つよう作成したものです。(作成日: 平成22年7月)

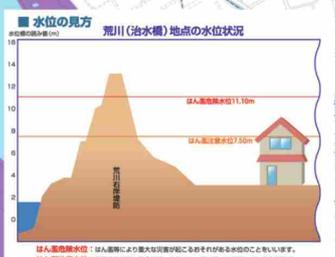
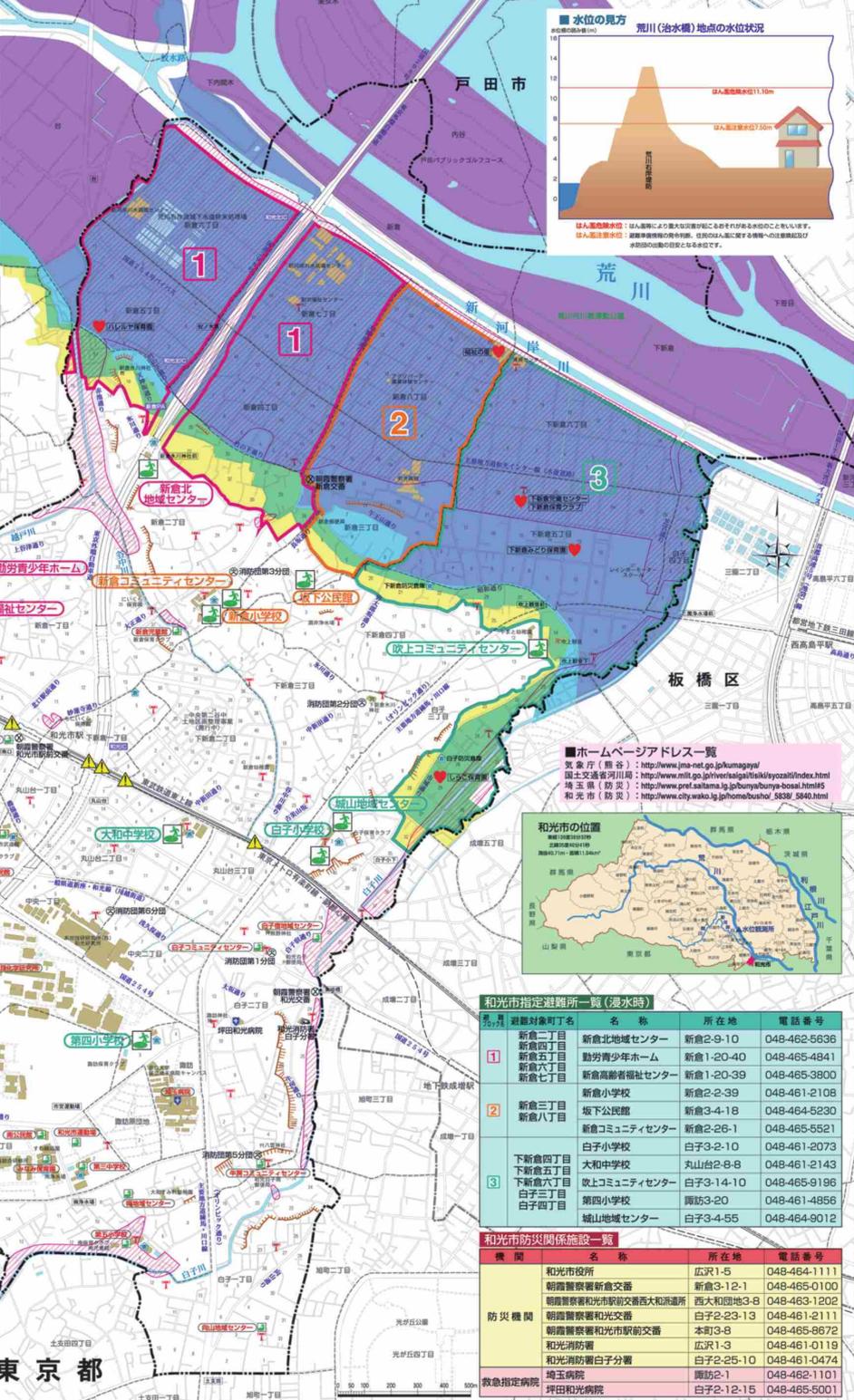
### 凡例

表記	名称	表記	名称
	浸水実績		急傾斜地危険区域
	浸水が5.0m以上の区域		交通
	浸水が2.0~5.0mの区域		消防署・分署・消防団
	浸水が1.0~2.0mの区域		市役所
	浸水が0.5~1.0mの区域		救急指定病院
	浸水が0.5m未満の区域		避難ブロック界
	市界		避難ブロック名
	町丁界		指定避難所
	防災倉庫		危険箇所(アンダーパス)
	防災無線		避難準備施設(浸水想定区域)

(注) 浸水実績は、昭和33年、41年、57年、平成17年、19年に起きた大雨による実績をまとめたものです。

### 浸水深の色の見方

浸水深	水深の見方
5.0m	2階の軒下までつかる程度
2.0m	1階の軒下までつかる程度
1.0m	1階の床までつかる程度
0.5m	1階の床下までつかる程度



### ホームページアドレス一覧

観光庁(観光): <http://www.jma-net.go.jp/kumagaya/>  
国土交通省河川局: <http://www.mlit.go.jp/river/aisai/wakoshi/aisai.html>  
埼玉県(防災): <http://www.pref.saitama.lg.jp/bunya/bunya-bosei.html#5>  
和光市(防災): [http://www.city.wakoshi.lg.jp/home/bushoh/5808\\_5848.html](http://www.city.wakoshi.lg.jp/home/bushoh/5808_5848.html)

### 和光市の位置

### 和光市指定避難所一覧(浸水時)

番号	避難対象町丁目	名称	所在地	電話番号
1	新倉二丁目	新倉北地域センター	新倉2-9-10	048-462-6636
	新倉四丁目	勤労青少年ホーム	新倉1-20-40	048-465-4941
	新倉五丁目	新倉高齢者福祉センター	新倉1-20-39	048-465-3800
	新倉六丁目	新倉小学校	新倉2-2-39	048-461-2108
2	新倉三丁目	坂下公民館	新倉3-4-18	048-464-6230
	新倉八丁目	新倉コミュニティセンター	新倉2-26-1	048-465-5521
3	下新倉四丁目	白子小学校	白子3-2-10	048-461-2073
	下新倉五丁目	大和中学校	丸山2-8-8	048-461-2143
	下新倉六丁目	吹上コミュニティセンター	白子3-14-10	048-465-9196
	白子三丁目	第四小学校	諏訪3-20	048-461-4856
	白子四丁目	城山地域センター	白子3-4-55	048-464-9012

### 和光市防災関係施設一覧

機関	名称	所在地	電話番号
防災機関	和光市役所	広沢1-5	048-464-1111
	朝霞警察署新倉交番	新倉3-12-1	048-465-0100
	朝霞警察署和光駅前交番西大和派出所	西大和町地3-8	048-463-1202
	朝霞警察署和光交番	白子2-23-13	048-461-2111
	朝霞警察署和光駅前交番	本町3-8	048-465-8672
救急指定病院	和光消防署	広沢1-3	048-461-0119
	和光消防署白子分署	白子2-25-10	048-461-0474
	埼玉病院	諏訪2-1	048-462-1101
	押田和光病院	白子2-12-15	048-465-5001

図. 和光市洪水ハザードマップ 荒川

# 和光市地震ハザードマップ

# 揺れやすさ

## 確認しておきましょう！

あなたの家族や地域の皆さんが避難する避難所、避難路を確認していますか？ご自宅の点検や耐震改修などはされていますか？「決めた避難所まで行けない」「避難所に入れない」など、災害時に慌てないように確認しておきましょう。

市地蔵により、ブロック塀・自動販売機・電柱の転倒、看板・屋根瓦・TVアンテナの落下、壁や窓ガラスの破損などの危険性があります！

## 皆さんの情報をお寄せください！

災害時には、地域の災害情報を得ることが難しくなります。皆さんの情報や、避難所や市役所（災害対策本部）にご連絡ください。

- 自動車が通れない道がある
- 斜面の土が崩れている
- 倒壊家屋の中や救助を待っている
- ガス漏れがある
- ガスが出ない
- 水が臭い
- 水道管が破裂している
- 火災が発生している

■ホームページアドレス一覧  
 緊急庁（緊急）：<http://www.jikei.tokyo.jp/jikei/gagaku/>  
 国土交通省河川局：<http://www.mlit.go.jp/river/aisa/aisa/kyozai/index.html>  
 埼玉県（防災）：<http://www.pref.saitama.lg.jp/bunya/bunya-bosai.html#185>  
 和光市（防災）：[http://www.city.wako.lg.jp/home/busho/5838\\_5840.html](http://www.city.wako.lg.jp/home/busho/5838_5840.html)

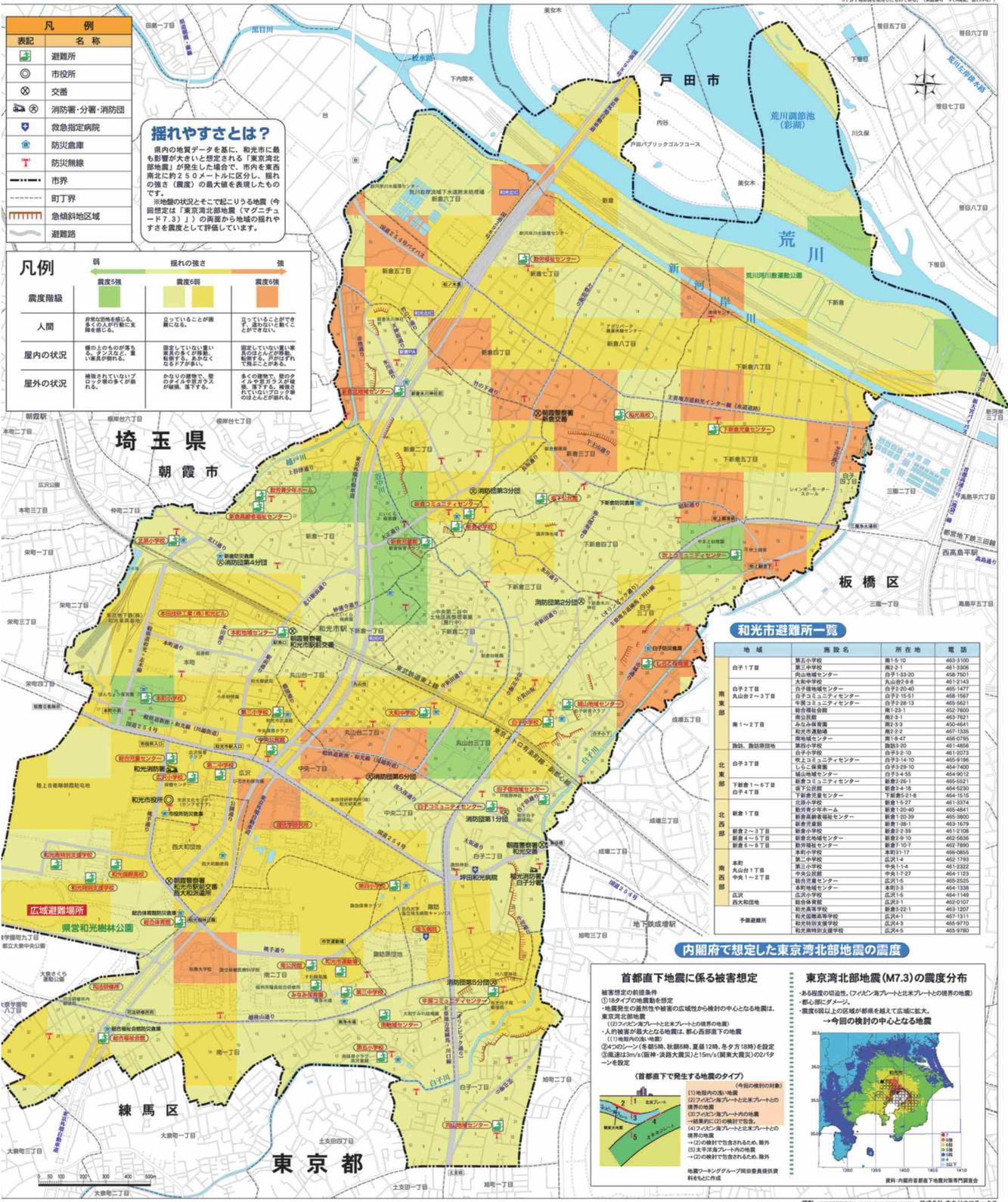
発行日：平成22年7月  
 お問い合わせ先：和光市役所 暮らし安全課  
 TEL 048-424-9097（防災担当直通）  
 FAX 048-464-1234  
 和光市広域1-5

凡例	名称
	避難所
	市役所
	交番
	消防署・分署・消防団
	救急指定病院
	防災倉庫
	防災無線
	市界
	町丁界
	急傾斜地危険区域
	避難路

**揺れやすさとは？**  
 県内の地質データを基に、和光市に最も影響が大きいと想定される『東京湾北部地震（マグニチュード7.3）』の震源から地蔵の揺れやすさを震度として評価しています。

※地蔵の状況とそこで起こりうる地震（今回想定は『東京湾北部地震（マグニチュード7.3）』）の震源から地蔵の揺れやすさを震度として評価しています。

凡例	弱	揺れの強さ	強
震度階級	震度5強	震度6弱	震度6強
人間	非常な恐怖を感じ、衣服を脱ぎ、身を屈む。	泣いていること、顔が赤くなる。	泣いていること、顔が赤くなる。立つことができない。
屋内の状況	天井のものが落ちる。少くとも、家具が倒れる。	震動している。重い家具が倒れる。戸が揺れる。	震動している。重い家具が倒れる。戸が揺れる。ガラスが割れる。
屋外の状況	揺れがひどい。倒壊の恐れがある。	かなりの揺れで、壁のタイルや窓ガラスが破れる。落下する。	多くの揺れで、壁のタイルや窓ガラスが破れる。落下する。倒壊の恐れがある。



**和光市避難所一覧**

地域	施設名	所在地	電話
自1-1丁目	第五小学校	自1-1-10	463-3100
	第三中学校	自1-1-1	461-3208
	高山センター	自1-1-33-20	458-7001
自2-1丁目	大和中学校	自2-1-8	461-2143
	自2-1-10	自2-1-10	465-2400
	自2-1-15	自2-1-15	458-1567
自2-2丁目	自2-2-13	自2-2-13	465-5611
	新和光センター	自2-2-1	452-7600
	新和光センター	自2-2-1	452-7600
自2-3丁目	新和光センター	自2-3-1	452-7621
	新和光センター	自2-3-1	452-7621
	新和光センター	自2-3-1	452-7621
自2-4丁目	新和光センター	自2-4-1	452-7621
	新和光センター	自2-4-1	452-7621
	新和光センター	自2-4-1	452-7621
自2-5丁目	新和光センター	自2-5-1	452-7621
	新和光センター	自2-5-1	452-7621
	新和光センター	自2-5-1	452-7621
自2-6丁目	新和光センター	自2-6-1	452-7621
	新和光センター	自2-6-1	452-7621
	新和光センター	自2-6-1	452-7621
自2-7丁目	新和光センター	自2-7-1	452-7621
	新和光センター	自2-7-1	452-7621
	新和光センター	自2-7-1	452-7621
自2-8丁目	新和光センター	自2-8-1	452-7621
	新和光センター	自2-8-1	452-7621
	新和光センター	自2-8-1	452-7621
自2-9丁目	新和光センター	自2-9-1	452-7621
	新和光センター	自2-9-1	452-7621
	新和光センター	自2-9-1	452-7621
自2-10丁目	新和光センター	自2-10-1	452-7621
	新和光センター	自2-10-1	452-7621
	新和光センター	自2-10-1	452-7621
自2-11丁目	新和光センター	自2-11-1	452-7621
	新和光センター	自2-11-1	452-7621
	新和光センター	自2-11-1	452-7621
自2-12丁目	新和光センター	自2-12-1	452-7621
	新和光センター	自2-12-1	452-7621
	新和光センター	自2-12-1	452-7621
自2-13丁目	新和光センター	自2-13-1	452-7621
	新和光センター	自2-13-1	452-7621
	新和光センター	自2-13-1	452-7621
自2-14丁目	新和光センター	自2-14-1	452-7621
	新和光センター	自2-14-1	452-7621
	新和光センター	自2-14-1	452-7621
自2-15丁目	新和光センター	自2-15-1	452-7621
	新和光センター	自2-15-1	452-7621
	新和光センター	自2-15-1	452-7621
自2-16丁目	新和光センター	自2-16-1	452-7621
	新和光センター	自2-16-1	452-7621
	新和光センター	自2-16-1	452-7621
自2-17丁目	新和光センター	自2-17-1	452-7621
	新和光センター	自2-17-1	452-7621
	新和光センター	自2-17-1	452-7621
自2-18丁目	新和光センター	自2-18-1	452-7621
	新和光センター	自2-18-1	452-7621
	新和光センター	自2-18-1	452-7621
自2-19丁目	新和光センター	自2-19-1	452-7621
	新和光センター	自2-19-1	452-7621
	新和光センター	自2-19-1	452-7621
自2-20丁目	新和光センター	自2-20-1	452-7621
	新和光センター	自2-20-1	452-7621
	新和光センター	自2-20-1	452-7621
自2-21丁目	新和光センター	自2-21-1	452-7621
	新和光センター	自2-21-1	452-7621
	新和光センター	自2-21-1	452-7621
自2-22丁目	新和光センター	自2-22-1	452-7621
	新和光センター	自2-22-1	452-7621
	新和光センター	自2-22-1	452-7621
自2-23丁目	新和光センター	自2-23-1	452-7621
	新和光センター	自2-23-1	452-7621
	新和光センター	自2-23-1	452-7621
自2-24丁目	新和光センター	自2-24-1	452-7621
	新和光センター	自2-24-1	452-7621
	新和光センター	自2-24-1	452-7621
自2-25丁目	新和光センター	自2-25-1	452-7621
	新和光センター	自2-25-1	452-7621
	新和光センター	自2-25-1	452-7621
自2-26丁目	新和光センター	自2-26-1	452-7621
	新和光センター	自2-26-1	452-7621
	新和光センター	自2-26-1	452-7621
自2-27丁目	新和光センター	自2-27-1	452-7621
	新和光センター	自2-27-1	452-7621
	新和光センター	自2-27-1	452-7621
自2-28丁目	新和光センター	自2-28-1	452-7621
	新和光センター	自2-28-1	452-7621
	新和光センター	自2-28-1	452-7621
自2-29丁目	新和光センター	自2-29-1	452-7621
	新和光センター	自2-29-1	452-7621
	新和光センター	自2-29-1	452-7621
自2-30丁目	新和光センター	自2-30-1	452-7621
	新和光センター	自2-30-1	452-7621
	新和光センター	自2-30-1	452-7621
自2-31丁目	新和光センター	自2-31-1	452-7621
	新和光センター	自2-31-1	452-7621
	新和光センター	自2-31-1	452-7621
自2-32丁目	新和光センター	自2-32-1	452-7621
	新和光センター	自2-32-1	452-7621
	新和光センター	自2-32-1	452-7621
自2-33丁目	新和光センター	自2-33-1	452-7621
	新和光センター	自2-33-1	452-7621
	新和光センター	自2-33-1	452-7621
自2-34丁目	新和光センター	自2-34-1	452-7621
	新和光センター	自2-34-1	452-7621
	新和光センター	自2-34-1	452-7621
自2-35丁目	新和光センター	自2-35-1	452-7621
	新和光センター	自2-35-1	452-7621
	新和光センター	自2-35-1	452-7621
自2-36丁目	新和光センター	自2-36-1	452-7621
	新和光センター	自2-36-1	452-7621
	新和光センター	自2-36-1	452-7621
自2-37丁目	新和光センター	自2-37-1	452-7621
	新和光センター	自2-37-1	452-7621
	新和光センター	自2-37-1	452-7621
自2-38丁目	新和光センター	自2-38-1	452-7621
	新和光センター	自2-38-1	452-7621
	新和光センター	自2-38-1	452-7621
自2-39丁目	新和光センター	自2-39-1	452-7621
	新和光センター	自2-39-1	452-7621
	新和光センター	自2-39-1	452-7621
自2-40丁目	新和光センター	自2-40-1	452-7621
	新和光センター	自2-40-1	452-7621
	新和光センター	自2-40-1	452-7621
自2-41丁目	新和光センター	自2-41-1	452-7621
	新和光センター	自2-41-1	452-7621
	新和光センター	自2-41-1	452-7621
自2-42丁目	新和光センター	自2-42-1	452-7621
	新和光センター	自2-42-1	452-7621
	新和光センター	自2-42-1	452-7621
自2-43丁目	新和光センター	自2-43-1	452-7621
	新和光センター	自2-43-1	452-7621
	新和光センター	自2-43-1	452-7621
自2-44丁目	新和光センター	自2-44-1	452-7621
	新和光センター	自2-44-1	452-7621
	新和光センター	自2-44-1	452-7621
自2-45丁目	新和光センター	自2-45-1	452-7621
	新和光センター	自2-45-1	452-7621
	新和光センター	自2-45-1	452-7621
自2-46丁目	新和光センター	自2-46-1	452-7621
	新和光センター	自2-46-1	452-7621
	新和光センター	自2-46-1	452-7621
自2-47丁目	新和光センター	自2-47-1	452-7621
	新和光センター	自2-47-1	452-7621
	新和光センター	自2-47-1	452-7621
自2-48丁目	新和光センター	自2-48-1	452-7621
	新和光センター	自2-48-1	452-7621
	新和光センター	自2-48-1	452-7621
自2-49丁目	新和光センター	自2-49-1	452-7621
	新和光センター	自2-49-1	452-7621
	新和光センター	自2-49-1	452-7621
自2-50丁目	新和光センター	自2-50-1	452-7621
	新和光センター	自2-50-1	452-7621
	新和光センター	自2-50-1	452-7621

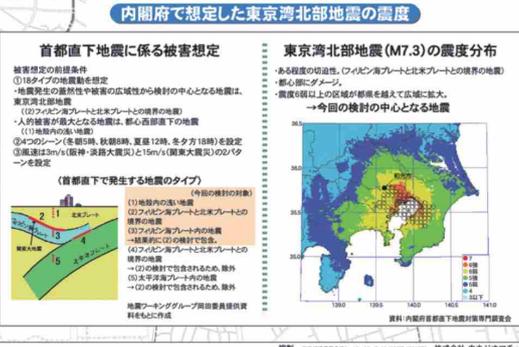


図. 和光市地震ハザードマップ 揺れやすさ

# 和光市地震ハザードマップ

# 危険度

## 確認しておきましょう！

あなたの家族や地域の皆さんが避難する避難所、避難経路を確認していますか？ご自宅の点検や耐震改修などはされていますか？「決めた避難所まで行けない」「避難所に入れない」など、災害時に慌てないように確認しておきましょう。

※地震により、ブロッカー、自動販売機、電柱の転倒、看板・屋根瓦・TVアンテナの落下、壁や窓ガラスの破損などの危険性があります！

## 皆さんの情報をお寄せください！

災害時には、地域の災害情報を得ることが難しくなります。皆さんの情報を、各避難所や市役所（災害対策本部）にご連絡ください。

- 1 自動車が進まない道がある
- 1 斜面の土が崩れている
- 1 傾斜地の中で救助を待っている
- 1 ガス漏れがある・ガスが出ない
- 1 水が溢れたい・水道管が破れている
- 1 火災が発生している

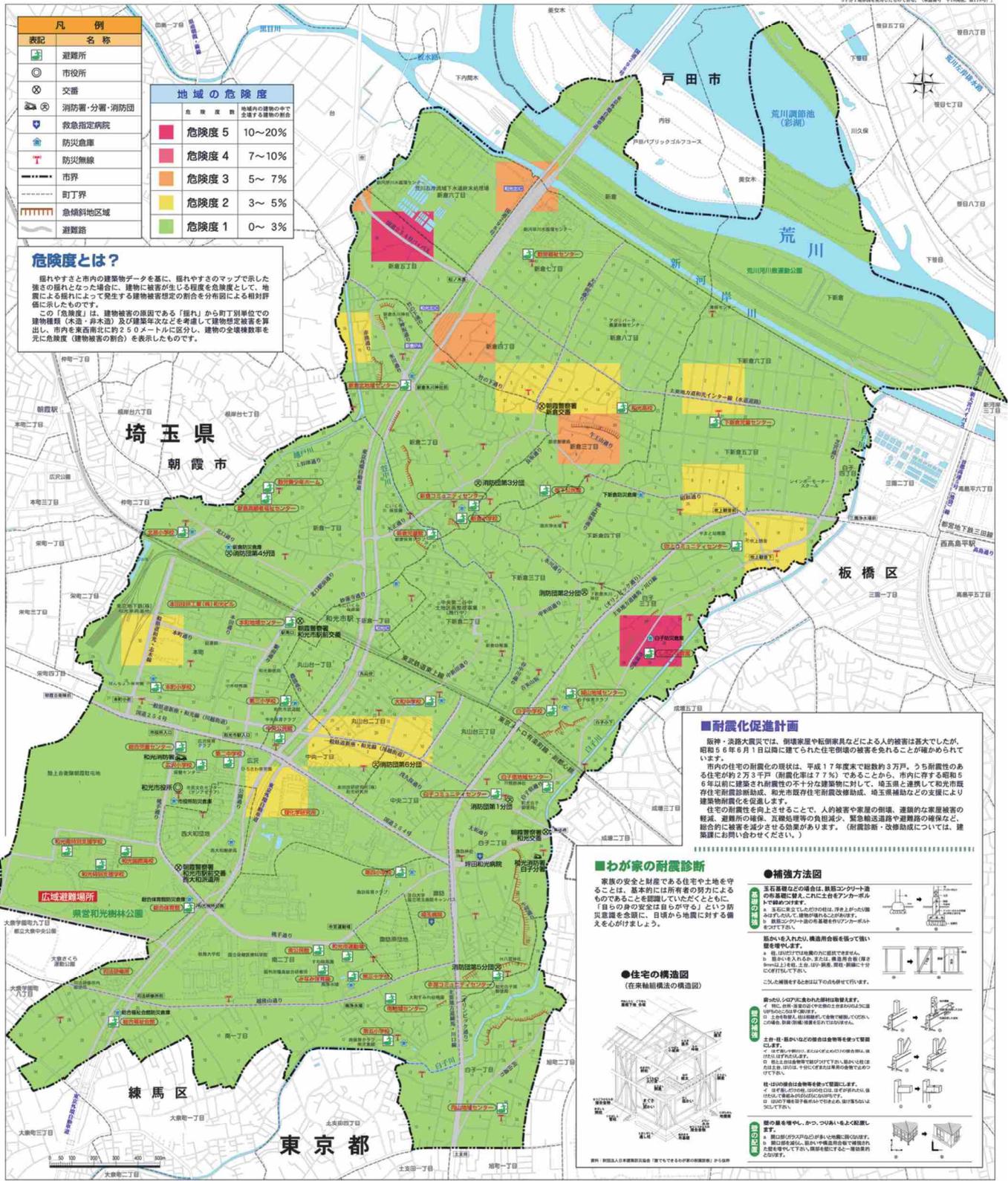
阪神・淡路大震災では、家の倒壊や家具の転倒による窒息・圧死が犠牲者の8割を占めています。新潟県中越地震においても、古い木造住宅の倒壊などによって犠牲になった方がいました。倒壊家屋のほとんどが、建築基準法改正前の昭和56年以前に建築されたものであったことから、当時の住宅・建築物は、構造や耐震性に問題が生じる恐れがあると推測されています。

大きな被害をもたらす地震から、人命・財産を守るためには、このような住宅等の耐震化が重要であり、これを進めていくことが急務となっています。住宅等の耐震化を促進するためには、その地域において発生する恐れがある地震やその建物被害等の可能性を市民の皆さんに伝えるとともに、防災意識の高揚と防災対策を図っていただくことが必要です。

市では、発生する恐れのある地震の概要と地震による地盤の揺れやすさ、建物の倒壊の危険度に関する情報を市民の皆さんに提供し、事前の備えに役立てて頂くことを目的に和光市地震ハザードマップを作成し、市内各世帯への配布とホームページへの掲載を行っています。

■ホームページアドレス一覧  
 和光市（総合）：<http://www.city.wako.lg.jp/kumaggy/>  
 国土交通省河川局：<http://www.mlit.go.jp/river/ai/gai/saikai/kyozai/index.html>  
 埼玉県（防災）：<http://www.pref.saitama.lg.jp/bunya/bunya-bosai.html#f5>  
 和光市（防災）：[http://www.city.wako.lg.jp/home/busho\\_5838\\_5840.html](http://www.city.wako.lg.jp/home/busho_5838_5840.html)

発行日：平成22年7月  
 お問い合わせ先：和光市役所 防災安全課  
 TEL 048-424-9097（防災担当直通）  
 FAX 048-464-1234  
 和光市広1-5



**危険度とは？**  
 揺れやすさと市内の建築物データを基に、揺れやすさのマップで示した揺れやすさとなった場合に、建物に被害が生じる程度を危険度として、地質による揺れやすさによって発生する建物被害想定率の割合を分布による相対評価に示したものです。

この「危険度」は、建物被害の原因である「揺れ」から町別単位での建物種類（木造・鉄骨）及び建築年代などを考慮して建物被害想定率を算出し、市内を東西南北に約2.5メートルに区分し、建物の全壊確率等を元に危険度（建物被害の割合）を表示したものです。

**■耐震化促進計画**  
 阪神・淡路大震災では、倒壊家屋や転倒家具などによる人的被害は甚大でしたが、昭和56年6月1日以降に建てられた住宅倒壊の被害を免れることが確かめられています。

市内の住宅の耐震化の現状は、平成17年度末で総数約3万戸、うち耐震性のある住宅が約2万2千戸（耐震化率は7割）であることから、市内に存する昭和56年以前に建築された耐震性の不十分な建築物に対して、埼玉県と連携して敷地内住宅耐震診断助成、和光市既存住宅耐震改修助成、埼玉県補助などの支援により建築物耐震化を促進します。

住宅の耐震性を向上させることで、人的被害や家屋の倒壊、連鎖的な家屋被害の軽減、避難所の確保、互換処理等の負担減少、緊急輸送道路や避難路の確保などに、総合的に被害を減少させる効果があります。（耐震診断・改修助成については、建築課にお問い合わせください。）

### ■わが家の耐震診断

家屋の安全と財産である住宅や土地を守ることは、基本的には所有者の努力によるものであることを認識していただくとともに、「自分の身の安全は自らを守る」という防災意識を念頭に、日頃から地震に対する備えを心がけましょう。

### ●補強方法図



### ●住宅の構造図

（在来組法式の構造図）

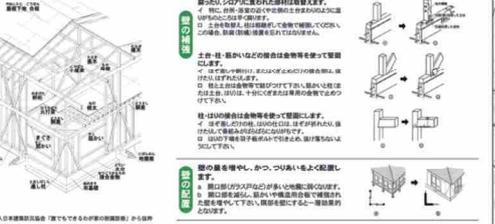


図. 和光市地震ハザードマップ 危険度

## 4. 和光市の市街地整備の現況

### 4-1. 都市計画の現況

#### 4-1-1. 土地利用に関する都市計画

##### (1) 区域区分

平成24年度末の都市計画区域面積は1,104ha（市域の100%）、うち市街化区域面積が66%、市街化調整区域は34%となっています。

表. 都市計画区域の指定状況

	区域区分 区域面積	市街化 区域面積	市街化調整 区域面積	最終区域区分 変更年月日
面積 (ha)	1,104	733	371	H21.11.20
構成比 (%)	100.0	66.4	33.6	

##### (2) 用途地域

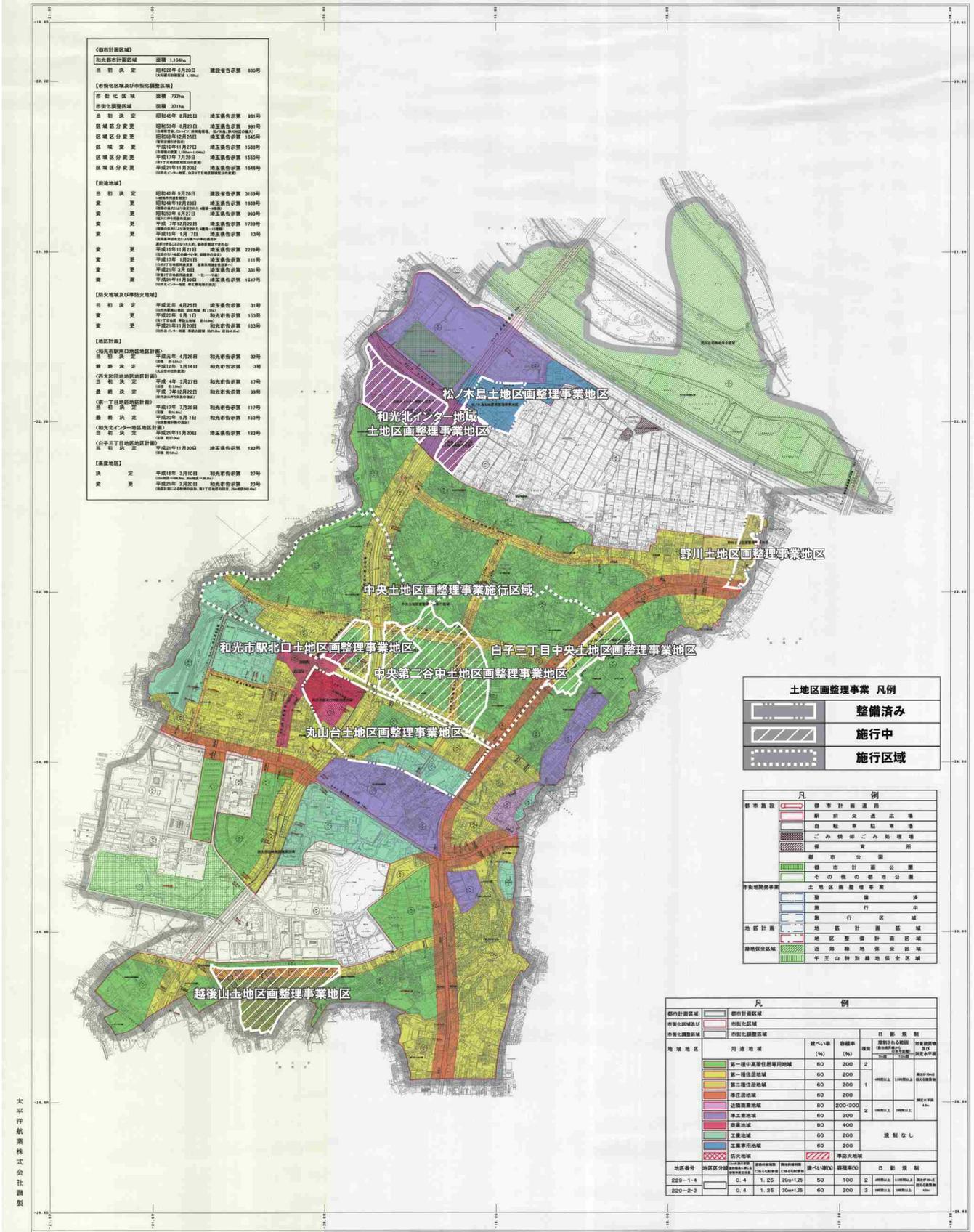
和光都市計画区域には住居系用途地域を中心に以下の9種の用途地域が指定されています（H25.6）。

昭和42年9月指定以降、9度の変更が行われてはいますが、指定区域の面積（ha）に変更はありません。

表. 用途地域の指定状況

	住居系			商業系			工業系			合計
	第一種 中高層住居 専用地域	第一種 住居地域	第二種 住居地域	準住居 地域	近隣商 業地域	商業地 域	準工業 地域	工業地 域	工業専 用地域	
面積 (ha)	268.4	206.1	89	56.7	5.3	14.6	98.2	60.9	13.8	732.9
構成比 (%)	36.6	28.1	12	7.7	0.7	2.0	13.4	8.3	1.9	100

# 和光市全図



**【都市計画区域】**

和光都市計画区域 面積 1,109ha  
 当初決定 昭和46年 8月28日 建設省告示第 630号  
 (大塚市併合後 1,000ha)

**【市街化調整区域及び市街化調整区域】**

市街化調整区域 面積 723ha

市街化調整区域 当初決定 昭和46年 8月28日 埼玉県告示第 981号  
 区域区分変更 昭和45年 4月27日 埼玉県告示第 201号  
 区域区分変更 昭和46年 12月27日 埼玉県告示第 1546号  
 区域区分変更 平成15年 11月27日 埼玉県告示第 1536号  
 区域区分変更 平成17年 7月28日 埼玉県告示第 1500号  
 区域区分変更 平成21年 11月20日 埼玉県告示第 1546号  
 (昭和三十九年一、二、三、四、五、六、七、八、九、十、十一、十二、十三、十四、十五、十六、十七、十八、十九、二十、二十一、二十二、二十三、二十四、二十五、二十六、二十七、二十八、二十九、三十、三十一、三十二、三十三、三十四、三十五、三十六、三十七、三十八、三十九、四十、四十一、四十二、四十三、四十四、四十五、四十六、四十七、四十八、四十九、五十、五十一、五十二、五十三、五十四、五十五、五十六、五十七、五十八、五十九、六十、六十一、六十二、六十三、六十四、六十五、六十六、六十七、六十八、六十九、七十、七十一、七十二、七十三、七十四、七十五、七十六、七十七、七十八、七十九、八十、八十一、八十二、八十三、八十四、八十五、八十六、八十七、八十八、八十九、九十、九十一、九十二、九十三、九十四、九十五、九十六、九十七、九十八、九十九、百)

**【用途地域】**

当初決定 昭和46年 8月28日 建設省告示第 319号  
 変更 昭和46年 12月28日 埼玉県告示第 1630号  
 変更 昭和50年 8月27日 埼玉県告示第 993号  
 変更 平成 7年 12月22日 埼玉県告示第 1739号  
 変更 平成10年 1月 7日 埼玉県告示第 1370号  
 変更 平成10年 11月27日 埼玉県告示第 2278号  
 変更 平成17年 7月28日 埼玉県告示第 111号  
 変更 平成17年 7月28日 埼玉県告示第 331号  
 変更 平成17年 7月28日 埼玉県告示第 164号  
 (昭和三十九年一、二、三、四、五、六、七、八、九、十、十一、十二、十三、十四、十五、十六、十七、十八、十九、二十、二十一、二十二、二十三、二十四、二十五、二十六、二十七、二十八、二十九、三十、三十一、三十二、三十三、三十四、三十五、三十六、三十七、三十八、三十九、四十、四十一、四十二、四十三、四十四、四十五、四十六、四十七、四十八、四十九、五十、五十一、五十二、五十三、五十四、五十五、五十六、五十七、五十八、五十九、六十、六十一、六十二、六十三、六十四、六十五、六十六、六十七、六十八、六十九、七十、七十一、七十二、七十三、七十四、七十五、七十六、七十七、七十八、七十九、八十、八十一、八十二、八十三、八十四、八十五、八十六、八十七、八十八、八十九、九十、九十一、九十二、九十三、九十四、九十五、九十六、九十七、九十八、九十九、百)

**【防火地域及び準防火地域】**

当初決定 平成25年 4月25日 埼玉県告示第 319号  
 変更 平成26年 9月 1日 和光市告示第 153号  
 変更 平成27年 11月27日 和光市告示第 163号  
 (昭和三十九年一、二、三、四、五、六、七、八、九、十、十一、十二、十三、十四、十五、十六、十七、十八、十九、二十、二十一、二十二、二十三、二十四、二十五、二十六、二十七、二十八、二十九、三十、三十一、三十二、三十三、三十四、三十五、三十六、三十七、三十八、三十九、四十、四十一、四十二、四十三、四十四、四十五、四十六、四十七、四十八、四十九、五十、五十一、五十二、五十三、五十四、五十五、五十六、五十七、五十八、五十九、六十、六十一、六十二、六十三、六十四、六十五、六十六、六十七、六十八、六十九、七十、七十一、七十二、七十三、七十四、七十五、七十六、七十七、七十八、七十九、八十、八十一、八十二、八十三、八十四、八十五、八十六、八十七、八十八、八十九、九十、九十一、九十二、九十三、九十四、九十五、九十六、九十七、九十八、九十九、百)

**【施設計画】**

【和光市駅北口地区施設計画】  
 当初決定 平成25年 4月25日 和光市告示第 330号  
 最終決定 平成27年 7月14日 和光市告示第 330号  
 【西大塚駅前地区施設計画】  
 当初決定 平成 4年 3月27日 和光市告示第 17号  
 最終決定 平成 7年 12月22日 和光市告示第 99号  
 【第一丁目地区施設計画】  
 当初決定 平成17年 7月28日 和光市告示第 117号  
 最終決定 平成20年 9月 1日 和光市告示第 163号  
 【和光北イ・多一地区施設計画】  
 当初決定 平成21年 11月20日 埼玉県告示第 183号  
 最終決定 平成21年 11月20日 埼玉県告示第 183号

**【高度地区】**

当初決定 平成18年 3月10日 和光市告示第 27号  
 変更 平成21年 2月20日 和光市告示第 25号  
 (昭和三十九年一、二、三、四、五、六、七、八、九、十、十一、十二、十三、十四、十五、十六、十七、十八、十九、二十、二十一、二十二、二十三、二十四、二十五、二十六、二十七、二十八、二十九、三十、三十一、三十二、三十三、三十四、三十五、三十六、三十七、三十八、三十九、四十、四十一、四十二、四十三、四十四、四十五、四十六、四十七、四十八、四十九、五十、五十一、五十二、五十三、五十四、五十五、五十六、五十七、五十八、五十九、六十、六十一、六十二、六十三、六十四、六十五、六十六、六十七、六十八、六十九、七十、七十一、七十二、七十三、七十四、七十五、七十六、七十七、七十八、七十九、八十、八十一、八十二、八十三、八十四、八十五、八十六、八十七、八十八、八十九、九十、九十一、九十二、九十三、九十四、九十五、九十六、九十七、九十八、九十九、百)

**土地区画整理事業 凡例**

	整備済み
	施行中
	施行区域

**凡例**

	都市計画道路
	駅前交通広場
	自転車駐車場
	ごみ焼却ごみ処理場
	市営バス
	都市公園
	緑地保全区域
	その他の都市公園
	土地区画整理事業
	整備済み
	施行中
	施行区域
	地区計画
	地区整備計画区域
	緑地保全区域
	近路緑地保全区域
	牛瓦山特別緑地保全区域

**凡例**

	都市計画道路
	駅前交通広場
	自転車駐車場
	ごみ焼却ごみ処理場
	市営バス
	都市公園
	緑地保全区域
	その他の都市公園
	土地区画整理事業
	整備済み
	施行中
	施行区域
	地区計画
	地区整備計画区域
	緑地保全区域
	近路緑地保全区域
	牛瓦山特別緑地保全区域

- 1. 平成17年12月編成
- 2. 平成17年12月編成(2,000㎡以下小編成)
- 1. 平成18年4月編成
- 2. 平成18年4月編成(2,000㎡以下小編成)
- 1. 平成18年11月編成(2,000㎡以下小編成)
- 2. 平成18年11月編成(2,000㎡以下小編成)
- 1. 平成20年9月編成
- 2. 平成20年9月編成(2,000㎡以下小編成)

1 : 10,000

この測量結果は、建設省国土院院長の承認を得た測定の結果に基づき作成されたものである。(測量番号) 平10 測公 第255号

この測量結果は、国土院院長の承認を得た測定の結果に基づき作成されたものである。(測量番号) 平15 測公 第17号

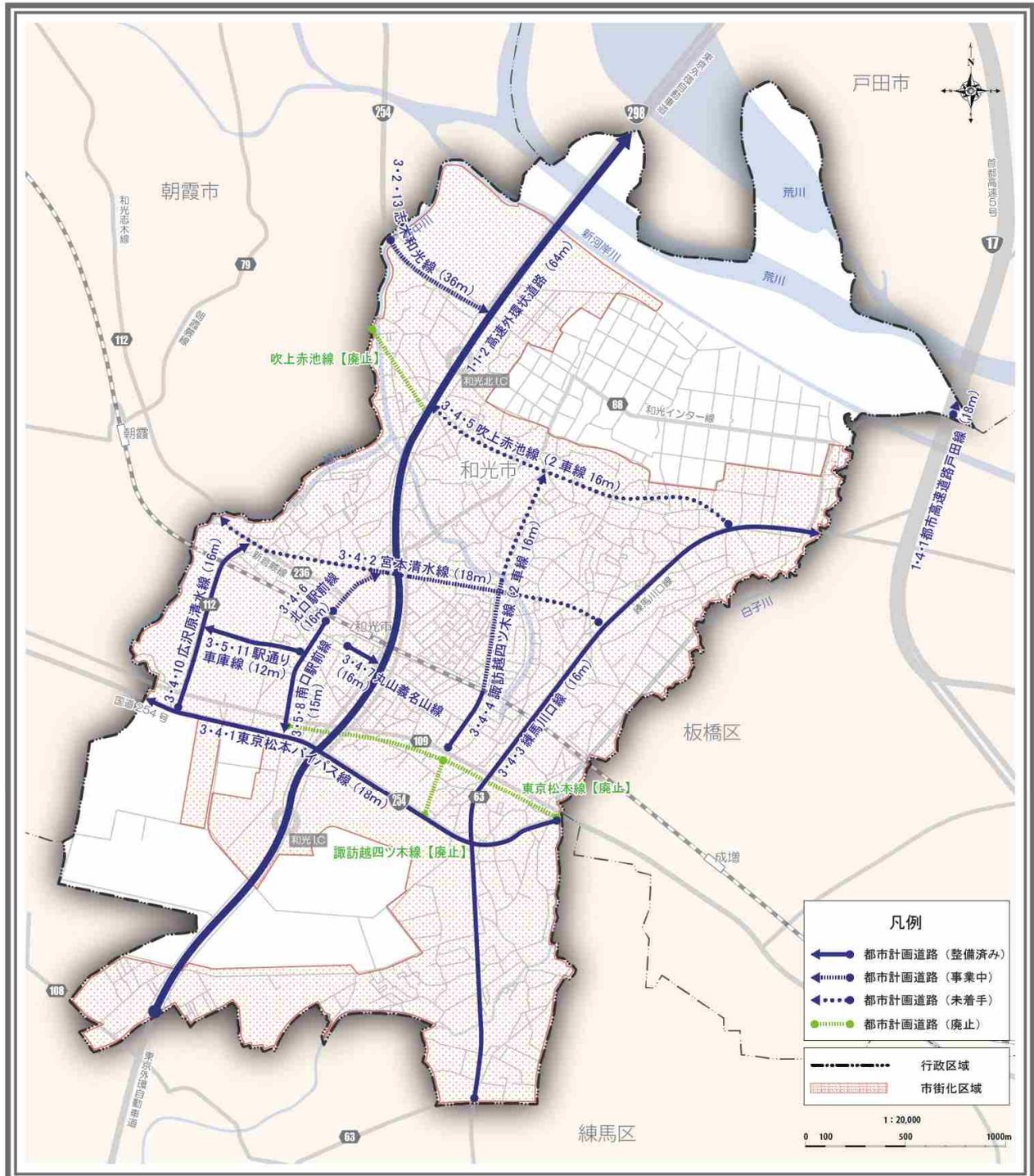
図. 都市計画図

## 4-1-2. 都市施設に関する都市計画

### (1) 道路

本市には14路線の都市計画道路が決定され、総延長約21,120m、完成延長約14,790m、整備率70.0%となっています。

平成16年「長期未整備都市計画道路の見直しガイドライン（平成16年策定・埼玉県）」に基づき、見直し作業を進め、「見直し候補路線」を対象に、将来道路網の需要予測などを踏まえ、「見直し路線」を選定しました。その結果、下記3路線の廃止について、平成21年3月6日、都市計画の変更を行いました。



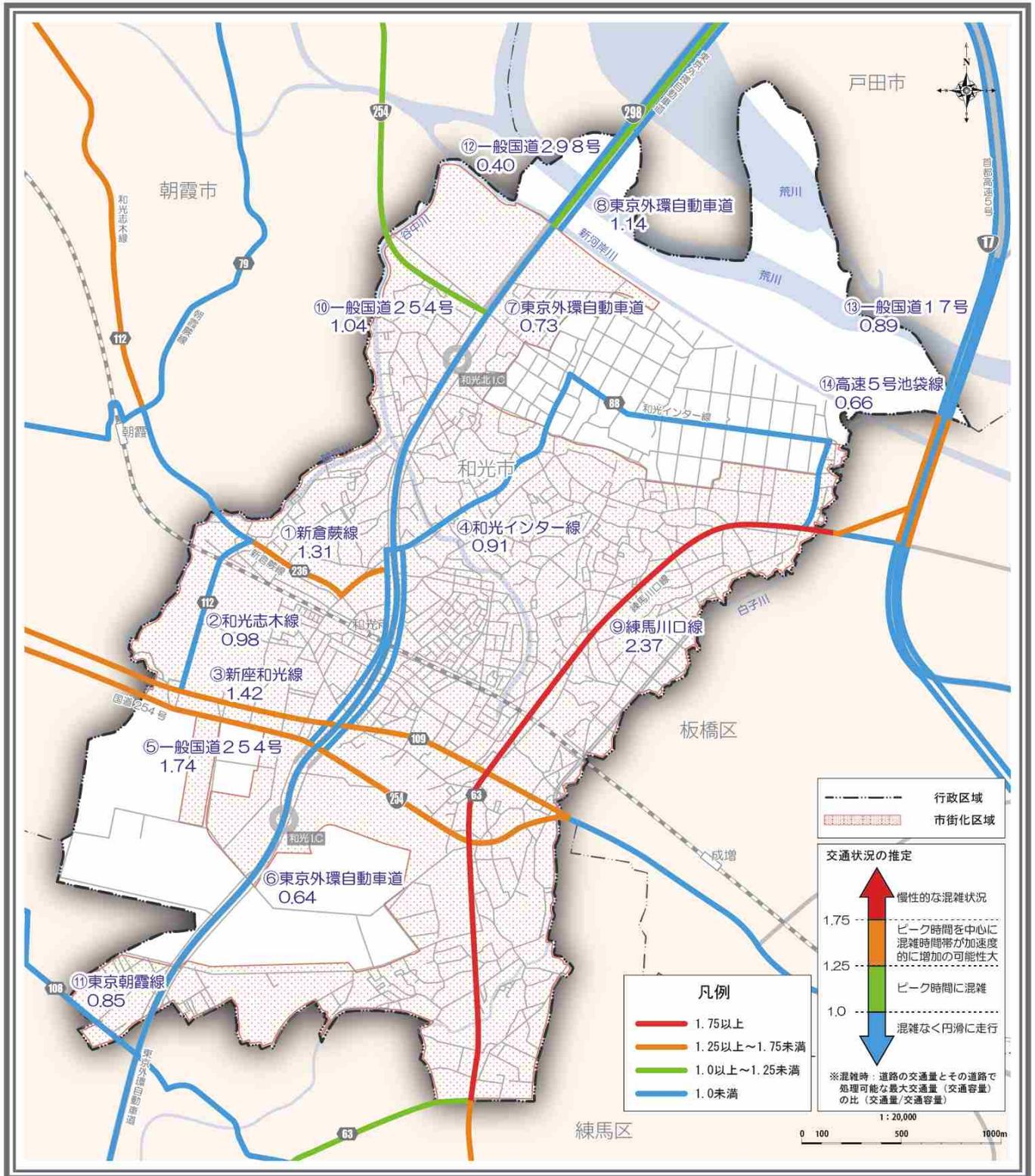


図. 和光市周辺の幹線道路網及び交通量  
 (交通量は平成22年度道路交通センサスより)

## 5. 都市計画を取り巻く社会経済の潮流の把握・分析

都市計画マスタープラン策定から11年あまりが経過し、その間に社会情勢の変化や新たな都市基盤の整備による土地利用の変化があった。また、制度面の変化、まちづくりを取り巻く状況も大きく変化し、対応すべき新たな課題が生じている。

### (1) 財政面の制約による公共投資の環境変化

経済を取り巻く社会環境として、我が国経済は、バブル経済崩壊以降の20年間、低成長の時代が続いています。

本市は、これまで地方交付税の不交付団体であるなど、十分な財政を背景にした行政サービスを展開してきました。しかしながら、経済情勢の悪化に伴う市税の減収など本市の財政状況は厳しくなっています。

今後は財政状況を十分に踏まえ、公共投資のあり方（新規整備と維持管理のバランス、重点化等）や住民と行政とのパートナーシップのあり方等を具体化することが求められます。

### (2) 少子高齢化の進展

我が国の総人口は2004年をピークに減少に転じており、2020年代後半には全ての都道府県で人口が減少すると予測されています。さらに、65歳以上の高齢者の割合は2005年には約20%であるが、2025年には約30%を超えると予測されており、全国的に高齢化が進展します。

本市の人口は今後も増加をつづけ、若年層が多いことやその若年層の流動が著しいことが特徴となっています。しかしながら、今後は、緩やかに高齢化が進むものと予測され、これに対する準備が必要です。また、若年層やファミリー層が住み続けたいと思う環境を一層整えることも必要です。

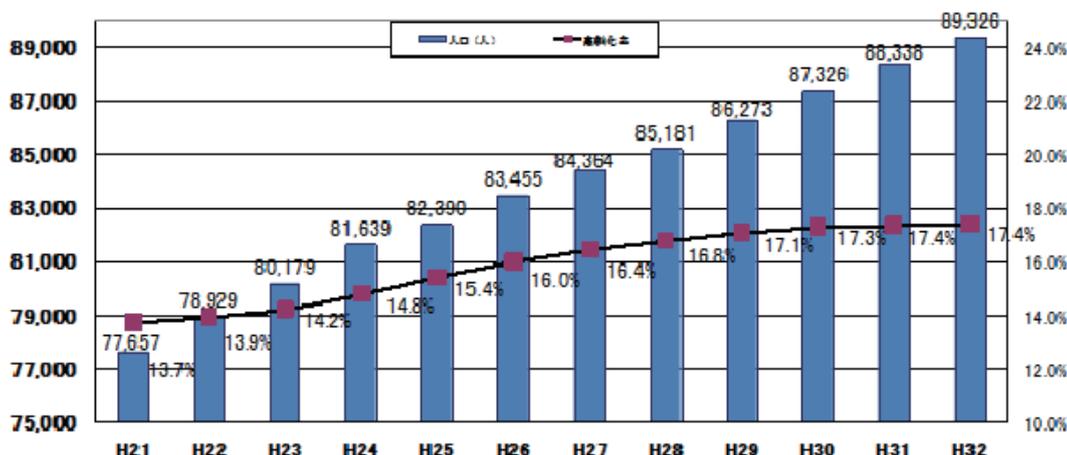


図. 和光市の人口推移（第四次和光市総合振興計画基本構想）

### (3) 美しい景観づくりへのニーズ拡大

近年、美しい街並みや良好な景観に対する人々の意識が高まっており、平成16年の景観法の制定以降、各地域で都市景観の向上に関する様々な取り組みが行われています。

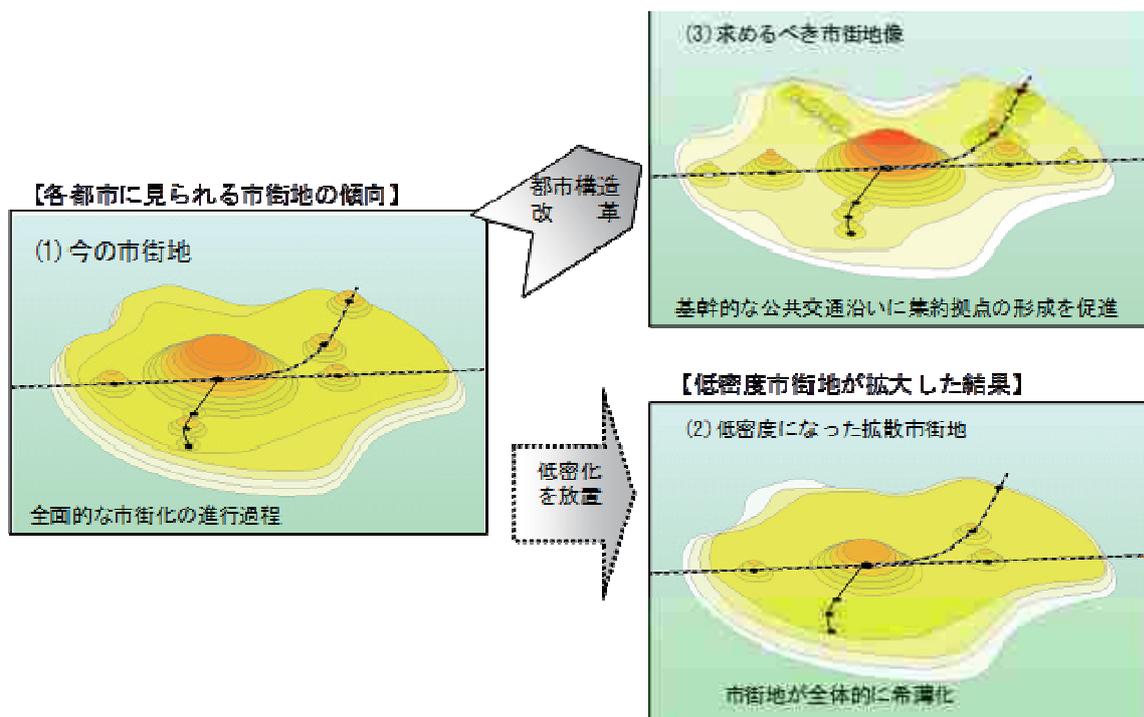
本市は、平成22年に景観法にもとづく「景観行政団体」に移行するとともに、良好な景観の誘導を図るため、同法に基づく「和光市景観計画」を策定し、この景観計画の運用等に関する事項を定める「和光市景観条例」を制定しました。

#### (4) まちづくりの方向性

集約型都市構造の実現を目指して、平成18年に「まちづくり三法」の見直し（都市計画法、中心市街地活性化法、大店立地法の改正）が行われました。

平成21年の社会資本整備審議会「都市政策の基本的な課題と方向検討小委員会」における報告では、「豊かで活力ある持続可能な都市」を将来次世代に引き継ぐために、「ビジョン実現型」の都市政策への転換や、多くの都市が目指すべき基本的方向は「エコ・コンパクトシティ」であり、人口減少や財政成約等に対応するためには、「集約的都市構造」をもつコンパクトシティを目指すべきである、とされています。

本市では、無秩序な市街化を防止するために平成18年に「和光市まちづくり条例」を制定し、一定規模以上の開発行為について道路や排水設備などの必要な公共施設の整備を義務付けるなど良質な宅地水準の確保を進めています。



図。「集約型都市構造の実現に向けて」抜粋（都市交通施策と市街地整備施策の戦略的展開／国土交通省）

#### (5) 防災・減災意識の高まり

近年の局地的な豪雨（ゲリラ豪雨）の多発や、大規模地震の発生等により防災・減災対策の重要性が再認識されています。

本市は、地域によっては、救急車両の進入が困難な狭隘道路や歩道が確保されていない道路があるなど、災害時の安全性が確保されていない箇所があるため今後も災害に強いまちづくりに努める必要があります。